

幌 加 内 町
耐 震 改 修 促 進 計 画



平成 22 年 3 月

北 海 道 幌 加 内 町

幌加内町耐震改修促進計画

～ 目 次 ～

1 はじめに	1
1-1 計画策定の背景	1
1-2 計画策定の目的	3
1-3 計画の位置付け	3
1-4 計画期間	3
1-5 対象区域、対象住宅・建築物、対象人口	4
2 想定地震とその被害	6
2-1 想定地震	6
(1) 北海道および中央防災会議の想定地震(海溝型地震)	6
(2) 地震調査研究推進本部の想定地震(活断層型地震)	8
(3) 全国どこでも起こりうる直下の想定地震(直下型地震)	10
2-2 想定地震による揺れ	11
(1) 北海道および中央防災会議の想定地震(海溝型地震)による震度分布	11
(2) 地震調査研究推進本部の想定地震(活断層型地震)による震度分布	12
(3) 全国どこでも起こりうる直下の想定地震(直下型地震)による震度分布	13
(4) 揺れやすさマップ	13
2-3 被害評価手法	14
(1) 住宅・建築物被害の評価手法	14
(2) 人的被害の評価手法	16
2-4 想定地震による住宅・建築物の被害および人的被害	17
(1) 北海道および中央防災会議の想定地震(海溝型地震)による被害	17
(2) 地震調査研究推進本部の想定地震(活断層型地震)による被害	17
(3) 全国どこでも起こりうる直下の想定地震(直下型地震)による被害	17
(4) 危険度マップ	18
3 住宅・建築物の耐震化の現状	22
3-1 「特定建築物」における耐震化の現状	22
(1) 「第1号特定建築物」	22
(2) 「第2号特定建築物」	25
(3) 「第3号特定建築物」	28
3-2 「公共住宅・建築物」における耐震化の現状	30
(1) 「住宅」	30
(2) 「その他の多数の者が利用する建築物」	31
(3) 「ライフライン施設」	32
(4) 「避難施設」	33
3-3 「民間住宅・建築物」における耐震化の現状	35
(1) 「住宅」	35
(2) 「その他の多数の者が利用する建築物」	36

4 住宅・建築物の耐震化の取り組み方針	37
4-1 耐震化の目標.....	37
4-2 優先的・重点的に耐震化すべき住宅・建築物.....	38
(1) 優先的に耐震化すべき住宅・建築物.....	38
(2) 重点的に耐震化すべき住宅・建築物.....	38
4-3 「特定建築物」における耐震化の取り組み方針.....	39
(1) 「第1号特定建築物」.....	39
(2) 「第2号特定建築物」.....	40
(3) 「第3号特定建築物」.....	41
4-4 「公共住宅・建築物」における耐震化の取り組み方針.....	42
(1) 「住宅」.....	42
(2) 「その他の多数の者が利用する建築物」.....	46
(3) 「ライフライン施設」.....	48
(4) 「避難施設」.....	49
4-5 「民間住宅・建築物」における耐震化の取り組み方針.....	51
(1) 耐震化へ向けた総合的な取り組み.....	51
(2) 耐震診断および耐震改修に関する基本的な方針.....	51
(3) 耐震化を促進すべき「住宅」.....	52
(4) 耐震化を促進すべき「その他の多数の者が利用する建築物」.....	53
5 住宅・建築物の耐震化を促進するための施策	54
5-1 住宅・建築物の耐震化を促進するための施策の体系.....	54
(1) 耐震診断および耐震改修に関わる相談体制の整備.....	54
(2) 耐震診断および耐震改修に関わる情報提供の充実.....	54
(3) 耐震診断および耐震改修の促進のための所有者への支援.....	55
(4) 住宅売買時における耐震化の促進.....	55
(5) 地震時の総合的な住宅・建築物の安全対策の推進.....	56
5-2 住宅・建築物の地震防災対策に関する啓発および知識の普及.....	58
(1) 地震防災マップの作成・公表.....	58
(2) 住宅・建築物の地震防災対策普及ツールの作成・配布.....	58
(3) 一般向けセミナーなどの開催.....	58
(4) 町内会などとの連携.....	58
6 参考資料	59
6-1 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」.....	59
6-2 「建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令」.....	65
6-3 「国土交通省告示第百八十四号」.....	69

1 はじめに

1-1 計画策定の背景

平成 7 年(1995 年)1 月に発生した兵庫県南部地震の教訓を踏まえ、同年 10 月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」¹⁾(以下、「耐震改修促進法」という)が制定された。しかし、近年、日本各地において大規模な地震が頻発し、また、東海地震や東南海地震、内陸直下型地震など大規模地震の発生が危惧されている。

このような背景のもと、平成 17 年 3 月の中央防災会議²⁾で決定された「地震防災戦略」では、今後 10 年間で東海地震などの死者数および経済被害を半減させることを目標とし、この目標を達成するために、住宅の耐震化率を現状の 75%から 9 割とすることが必要であるとされた。また、同年 6 月の住宅・建築物の地震防災推進会議³⁾では、住宅・特定建築物⁴⁾の耐震化率を現状の 75%から 9 割とすることを目標とし、「耐震改修促進法」などの制度の充実や強化、支援制度の拡充や強化などが提言された。さらに、同年 9 月の中央防災会議で決定された「建築物の耐震化緊急対策方針」では、建築物の耐震化について、社会全体の国家的な緊急課題として全国的に緊急かつ強力に実施すること、「耐震改修促進法」の見直しに直ちにに取り組むこと、学校・庁舎・病院など公共建築物などの耐震化の促進を図ることとされた。

これらを受け、計画的かつ効果的な耐震化の促進を目的として、地方公共団体による計画的な耐震化の推進や建築物に対する指導の強化などを盛り込んだ「耐震改修促進法」の改正が平成 17 年 11 月に行われた。さらに、「耐震改修促進法」に基づき、平成 18 年 1 月に国土交通省から「建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針」⁵⁾(以下、「国の基本方針」という)が告示され、各自治体の耐震改修促進計画の策定責務、住宅および多数の者が利用する建築物⁶⁾の耐震化率について、現状の約 75%を平成 27 年までに少なくとも 9 割にすることを目標とすると示された。

こうした動きを受け、北海道では平成 18 年 12 月に「北海道耐震改修促進計画」⁷⁾(以下、「北海道耐震計画」という)を策定し、本町においても、「耐震改修促進法」に基づき、「幌加内町耐震改修促進計画」(以下、「本計画」という)を策定するものである。

1)「建築物の耐震改修の促進に関する法律」

平成 7 年 10 月 27 日法律第 123 号 最終改正：平成 18 年 6 月 2 日法律第 50 号

2)中央防災会議

内閣の重要政策に関する会議の一つとして、内閣総理大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の代表者および学識経験者により構成されており、防災基本計画の作成や防災に関する重要事項の審議などを行う。

3)住宅・建築物の地震防災推進会議

国土交通大臣のもと、住宅・建築物の耐震化の目標設定や目標達成のための施策の方向、地震保険の活用方策などについて検討を行う。

4)特定建築物

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第 6 条第 1 号から第 3 号に掲げる用途に供する建築物をいう。

5)「建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針」

平成 18 年 1 月 25 日 国土交通省告示第 184 号

6)多数の者が利用する建築物

学校、病院、劇場、店舗など「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第 6 条第 1 号に掲げる用途に供し、階数が 3 以上かつ延べ面積 1,000m²以上の建築物をいう。

7)「北海道耐震改修促進計画」

平成 18 年 12 月 北海道策定

表 1-1 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正に向けた動きと主な地震

法改正の動き		最大震度 6 弱以上を記録した地震	
H07.10.27	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」公布	H07.01.17	兵庫県南部地震
H07.12.25	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」施行	H09.05.13	鹿児島県薩摩地方の地震
		H10.09.03	岩手県内陸北部の地震
		H12.07.01	新島・神津島近海の地震
		H12.07.15	新島・神津島近海の地震
		H12.07.30	三宅島近海の地震
		H12.10.06	鳥取県西部地震
		H13.03.24	芸予地震
		H15.05.26	宮城県沖の地震
		H15.07.26	宮城県北部の地震
		H15.09.26	十勝沖地震
		H16.10.23	新潟県中越地震
H17.02.25	住宅・建築物の地震防災推進会議の設置	H17.03.20	福岡県西方沖地震
H17.03.30	中央防災会議「地震防災戦略」決定 ・ 今後10年間で東海地震などの死者数および経済被害を半減させることを目標 ・ この目標を達成するために、住宅の耐震化率を現状の75%から9割とすることが必要		
H17.06.10	住宅・建築物の地震防災推進会議による提言 ・ 住宅・特定建築物の耐震化率を現状の75%から9割とすることを目標 ・ 耐震改修促進法などの制度の充実、強化 ・ 支援制度の拡充、強化 など		
H17.09.27	中央防災会議「建築物の耐震化緊急対策方針」決定 ・ 建築物の耐震化について、社会全体の国家的な緊急課題として全国的に緊急かつ強力に実施 ・ 耐震改修促進法の見直しに直ちに取り組む ・ 学校、庁舎、病院など公共建築物などの耐震化の促進	H17.08.16	宮城県沖の地震
H17.10.28	改正「建築物の耐震改修の促進に関する法律」成立		
H17.11.07	改正「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の公布		
H18.01.25	「建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針」の告示		
H18.01.26	改正「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の施行	H19.03.25	石川県能登半島地震
		H19.07.16	新潟県中越沖地震
		H20.06.14	岩手・宮城内陸地震
		H20.07.24	岩手県沿岸北部の地震

1-2 計画策定の目的

大地震が発生した場合に、住宅・建築物倒壊などの被害およびこれに起因する生命、身体、財産の被害を未然に防止するためには、迅速かつ着実に住宅・建築物の耐震改修を促進していく必要がある。そのため、「本計画」は、具体的な目標を設定し、目標の達成のために必要な施策を定め、計画的に町内における住宅・建築物の耐震性の向上を図ることを目的とする。

1-3 計画の位置付け

「本計画」は、「耐震改修促進法」第5条第7項の規定^{※1}に基づき定めるものとする。

「耐震改修促進法」のほか、「国の基本方針」や「北海道耐震計画」を踏まえるとともに、「幌加内町第6次総合振興計画」、「幌加内町地域防災計画」、「幌加内町ハザードマップ」や本町の上位計画および関連計画と整合を図りながら定めるものとする。

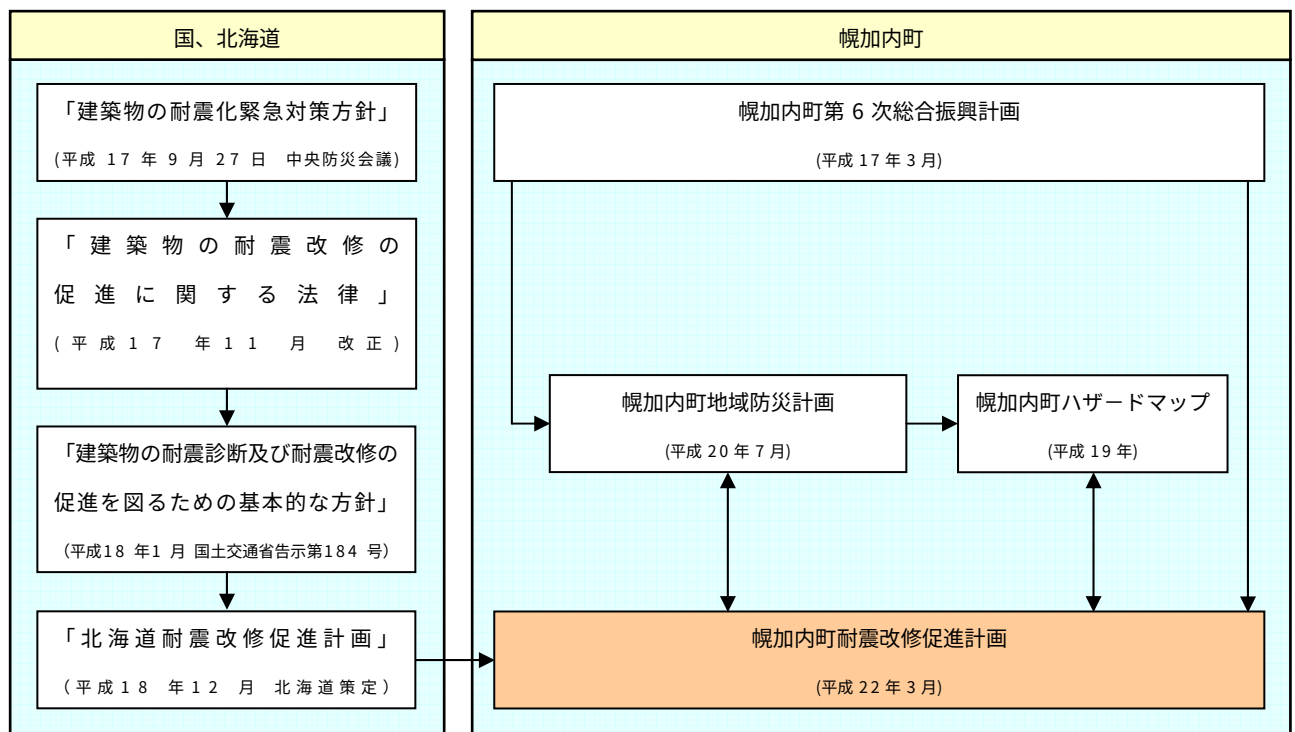


図 1-1 幌加内町耐震改修促進計画の位置付け

※1 「耐震改修促進法」第5条第7項

市町村は、「国の基本計画」および「都道府県耐震改修促進計画」を勘案して、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。

1-4 計画期間

計画期間は、「国の基本方針」や「北海道耐震計画」の目標年度と整合を図り、平成22年度を初年度とし、平成27年度までの6年間とする。なお、社会・経済状況や関連計画の改訂などに対応するため、必要に応じて計画内容を見直すものとする。

1-5 対象区域、対象住宅・建築物、対象人口

「本計画」の対象区域は、本町全域とする。

「本計画」の対象住宅・建築物は、優先的に耐震改修などを行う必要があるもので、原則、「建築基準法」⁸⁾に規定する「新耐震基準」⁹⁾の施行(昭和56年6月1日)以前に建築確認(着工)されたものとする。ただし、倉庫、車庫などの人の集まる用途の少ない建築物は除くものとする。また、国および北海道が所有する住宅・建築物は含まないものとする。「耐震改修促進法」において、耐震化の促進を行わなければならない建築物は、特に「特定建築物」および「住宅」であるが、本町においては、「その他の多数の者が利用する建築物」および「ライフライン施設」についても、耐震化の促進を図るものとする。

「本計画」の対象人口は、本町全域とする。

表 1-2 対象住宅・建築物

対象住宅・建築物				
住宅・建築物総数		1,125棟		
	公共住宅・建築物		227棟	
	特定建築物	13棟		
		多数の者が利用する建築物	（「耐震改修促進法」第6条第1号）	10棟
		危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	（「耐震改修促進法」第6条第2号）	3棟
		地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物	（「耐震改修促進法」第6条第3号）	－
	住宅	132棟		
		公営住宅、職員住宅、教職員住宅、寄宿舎		
	その他の多数の者が利用する建築物	73棟		
		庁舎、高等学校、学校体育館、公共体育館、老人福祉施設、病院・診療所、集会場、宿泊施設、研修施設、店舗、公衆浴場、事務所、工場、作業場		
	ライフライン施設	9棟		
		ごみ焼却施設、浄水場、下水処理場、火葬場、テレビ中継局		
	民間住宅・建築物		898棟	
		特定建築物	5棟	
			多数の者が利用する建築物	（「耐震改修促進法」第6条第1号）
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物			（「耐震改修促進法」第6条第2号）	5棟
地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物			（「耐震改修促進法」第6条第3号）	－
住宅		836棟		
		専用住宅、併用住宅、共同住宅		
その他の多数の者が利用する建築物		57棟		
	店舗、事務所、工場			

※1 住宅・建築物の棟数は、平成21年7月27日現在のものである。

※2 「特定建築物」(「耐震改修促進法」第6条第1～3号)の詳細については、「3-1 「特定建築物」の耐震化の現状」を参照のこと。

※3 「その他の多数の者が利用する建築物」とは、「住宅」および「特定建築物」以外の建築物で、不特定多数の者が利用する建築物である。

※4 公衆トイレ、休憩所、物置、車庫、倉庫、附属家、簡易附属家、酪農舎、サイロ、納骨堂を除く。

表 1-3 対象人口

字名	男性人数	女性人数	合計人数
蔭の台	0	0	0
朱鞠内	51	50	101
大曲	3	3	6
添牛内	15	16	31
北星	2	2	4
政和第二	14	17	31
上幌加内	41	35	76
振興	13	16	29
東栄	18	23	41
清月	8	3	11
幌加内	419	470	889
新成生	16	16	32
弥運内	10	12	22
下幌加内	37	33	70
母子里	27	26	53
共栄	2	3	5
新富	1	1	2
政和第三	6	6	12
政和第一	13	9	22
雨煙別	2	1	3
雨煙内	8	7	15
親和	23	35	58
平和	98	98	196
長留内	10	8	18
沼牛	33	38	71
合計	870	928	1,798

※1 人口は、平成 21 年 6 月 30 日現在のものである。

8)「建築基準法」

昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号 最終改正：平成 20 年 5 月 23 日法律第 40 号

9)「新耐震基準」

宮城県沖地震(昭和 53 年 マグニチュード 7.4)などを機に、昭和 56 年 6 月 1 日に「建築基準法」が改正施行された。この改正前の耐震基準を「旧耐震基準」、改正後の耐震基準を「新耐震基準」という。

「旧耐震基準」は、中規模な地震(震度 5 弱程度)を見据えた規定となっていたが、「新耐震基準」では、これに加えて大規模な地震(震度 6 弱程度)が発生した場合においても、人命に影響を及ぼす様な倒壊などを防止するため、地震力に対する建築物の平面的・立体的なバランスについて新たに考慮するなど、規定の強化が行われた。

2 想定地震とその被害

2-1 想定地震

(1) 北海道および中央防災会議の想定地震(海溝型地震)

「北海道地域防災計画地震防災計画編」¹⁰⁾(以下、「道地域防災計画」という)および中央防災会議「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」(以下、「中央防災会議の専門調査会」という)において、海溝型地震の想定が行われている。

「道地域防災計画」は、太平洋側 2 つ(「北海道東部地震」、「日高中部地震」)、日本海側 3 つ(「石狩地震」、「留萌沖地震」、「後志沖地震」)、内陸 1 つ(「釧路北部地震」)の計 6 つの地震を想定している。

「中央防災会議の専門調査会」は、日本海溝・千島海溝周辺において大規模地震が予想されるものとして、「択捉島沖の地震」、「色丹島沖の地震」、「根室沖・釧路沖の地震」、「十勝沖・釧路沖の地震」、「三陸沖北部の地震」、「宮城県沖の地震」の計 6 つの地震を想定している。このうち、道内において住宅・建築物への被害が想定されるのは、「根室沖・釧路沖の地震」、「十勝沖・釧路沖の地震」の 2 つである。

「本計画」では、「北海道立北方建築総合研究所」¹¹⁾(以下、「北総研」という)の検討結果より、「十勝沖・釧路沖の地震」を想定地震とする。

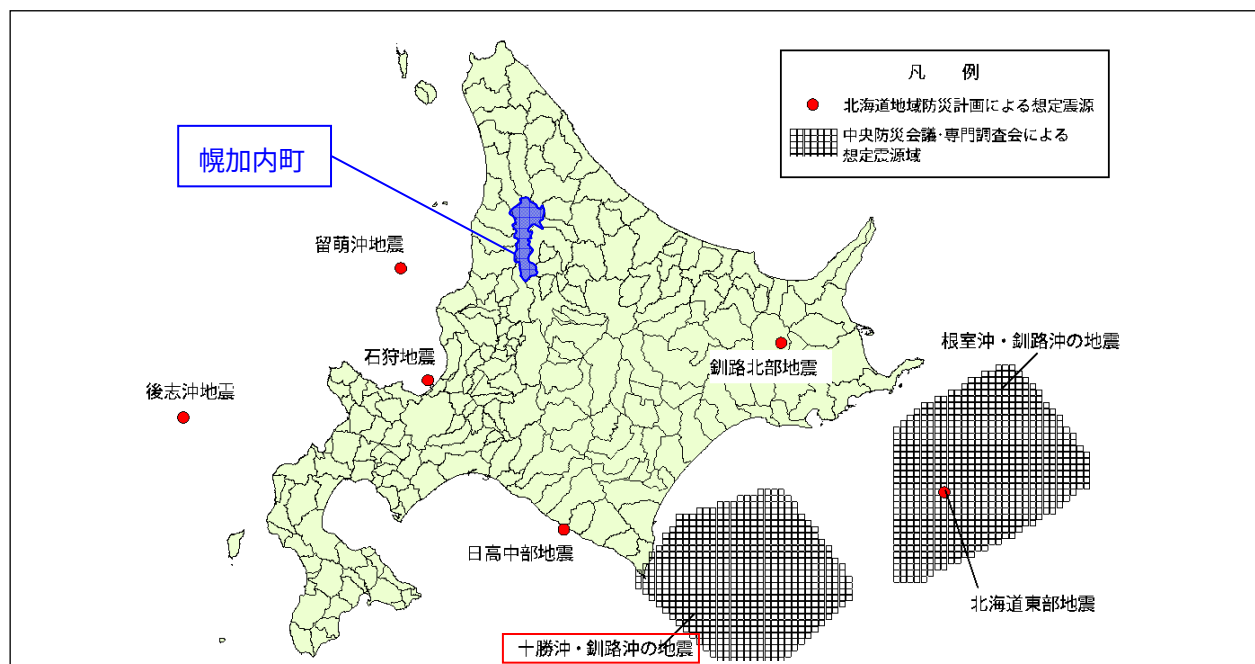


図 2-1 想定地震の位置(海溝型地震)

10) 「北海道地域防災計画 地震防災計画編」

平成 14 年 3 月 北海道策定

11) 「北海道立北方建築総合研究所」

道内唯一の建築、まちづくりに関する総合的な研究機関として、調査・研究、試験・評価、普及支援を目的に昭和 30 年 9 月 1 日に設置された公的研究機関である。

表 2-1 想定地震の位置および規模(海溝型地震)

出典	地震名称	位置(旧測地系)	規模(M)
「北海道地域防災計画 地震防災計画編」	石狩地震	北緯 43.25 度 東経 141.25 度	6.75
	北海道東部地震	北緯 42.5 度 東経 146 度	8.25
	釧路北部地震	北緯 43.5 度 東経 144.5 度	6.5
	日高中部地震	北緯 42.25 度 東経 142.5 度	7.25
	留萌沖地震	北緯 44 度 東経 141 度	7.0
	後志沖地震	北緯 43 度 東経 139 度	7.75
中央防災会議	十勝沖・釧路沖の地震	図 2-1 による	8.2
「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」	根室沖・釧路沖の地震	図 2-1 による	8.3

(2) 地震調査研究推進本部の想定地震(活断層型地震)

「地震調査研究推進本部」¹²⁾において、全国の主な地震について、長期的な地震の発生確率の評価など「全国を概観した地震動予測地図」の作成が行われている。そのなかで、道内の主要な活断層として、8つの断層帯(12の断層モデル)を想定している。

「本計画」では、「北総研」の検討結果より、「増毛山地東縁断層帯」を想定地震とする。

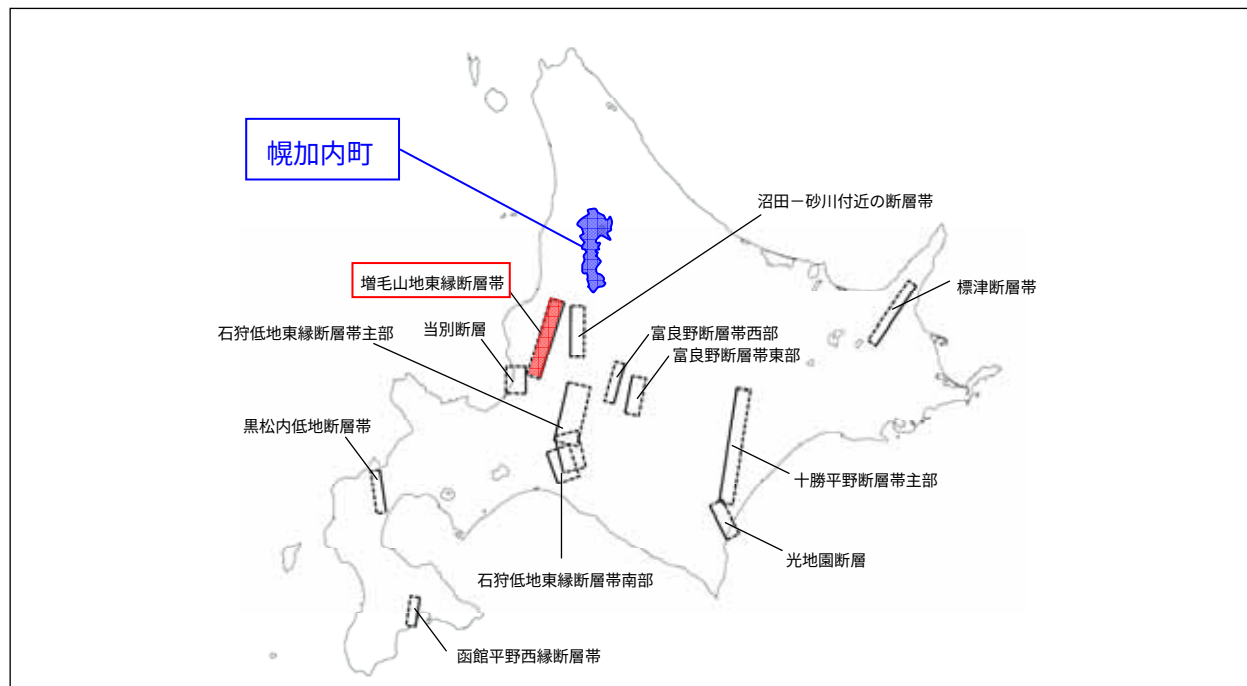


図 2-2 想定地震の位置(活断層型地震)

12) 「地震調査研究推進本部」

阪神・淡路大震災を契機に、1995年7月、地震に関する調査研究の推進のための体制の整備などを目的とした地震防災対策特別措置法が施行され、同法に基づき地震調査研究推進本部が総理府(現・文部科学省)に設置された。同本部には、学識経験者で構成する政策委員会および地震調査委員会が設置され、後者は日本の地震活動について政府の行政的見解の取りまとめを行う。

表 2-2 想定地震の位置および規模(活断層型地震)

断層の名称	断層モデル	規模(M)	断層長さ	断層面の幅	傾斜角	地震発生層の深さ
標津断層帯	標津断層帯	7.7	53km	14km	北西 60 度	3－15km
十勝平野断層帯	十勝平野断層帯主部	8.0	84km	20km	東 60 度	3－20km
	光地園断層	7.2	27km	20km	東 60 度	3－20km
富良野断層帯	富良野断層帯西部	7.2	29km	14km	西 60 度	3－15km
	富良野断層帯東部	7.2	27km	16km	東 50 度	3－15km
増毛山地東縁断層帯	増毛山地東縁断層帯	7.8	58km	20km	西 60 度	3－20km
	沼田－砂川付近の断層帯	7.5	37km	20km	東 60 度	3－20km
当別断層	当別断層	7.0	19km	19km	西 40 度	3－20km
石狩低地東縁断層帯	石狩低地東縁断層帯主部	7.9	42km+26km	24km	東 45 度	7－24km
	石狩低地東縁断層帯南部	7.1	24km	24km	東 45 度	3－30km
黒松内低地断層帯	室松内低地断層帯	7.3	32km	14km	西 60 度	3－15km
函館平野西縁断層帯	函館平野西縁断層帯	7.3	22km	14km	西 60 度	3－15km

(3) 全国どこでも起こりうる直下の想定地震(直下型地震)

北海道では、他の都府県と比べ明治以前の歴史資料や地震による液状化の痕跡などの資料が少なく、他の都府県ほど詳しく過去からの地震活動の特徴を把握できていない状況にある。このことから、道内のどの地域においても大規模な地震が発生する可能性がある。

「中央防災会議」では、地震に対応する活断層が地表面で認められない地震の規模の上限について、以下のような考えのもとに想定している。

- ① 過去の事例から、マグニチュード 6.5 以下の地震では、ほとんどの場合地表で活断層が認められていない、マグニチュード 6.8 の地震の場合では地表で活断層が認められることが多くなるが、認められないものもあること。
- ② 防災上の観点から、全ての地域で何時地震が発生するか分からないとして、防災対策上の備えが必要であること。

これらのことから、マグニチュード 6 台の最大であるマグニチュード 6.9 の地震が全ての場所の直下において発生すると想定している。

「本計画」では、「北総研」の検討結果より、「マグニチュード 6.9 の地震」を想定地震とする。



図 2-3 想定地震の位置と規模(直下型地震)

2-2 想定地震による揺れ

地震の揺れの算定については、多くの手法が提案されている。「本計画」では、地震の規模や震源からの距離、表層地盤の性状によって揺れの大きさが変わる「内閣府の経験的な手法」¹³⁾によるものとする。一般的に、地震の揺れは、震源断層の距離に応じて減衰し、表層地盤が軟らかければ増幅しやすく、硬ければ増幅しにくい傾向にある。

各想定地震による地震の揺れの大きさ(震度)は、「北総研」において作成されており、その評価単位は字界としている。

(1) 北海道および中央防災会議の想定地震(海溝型地震)による震度分布

想定地震：「十勝沖・釧路沖の地震」

町内全域において、震度 4 以下の揺れが予想される。

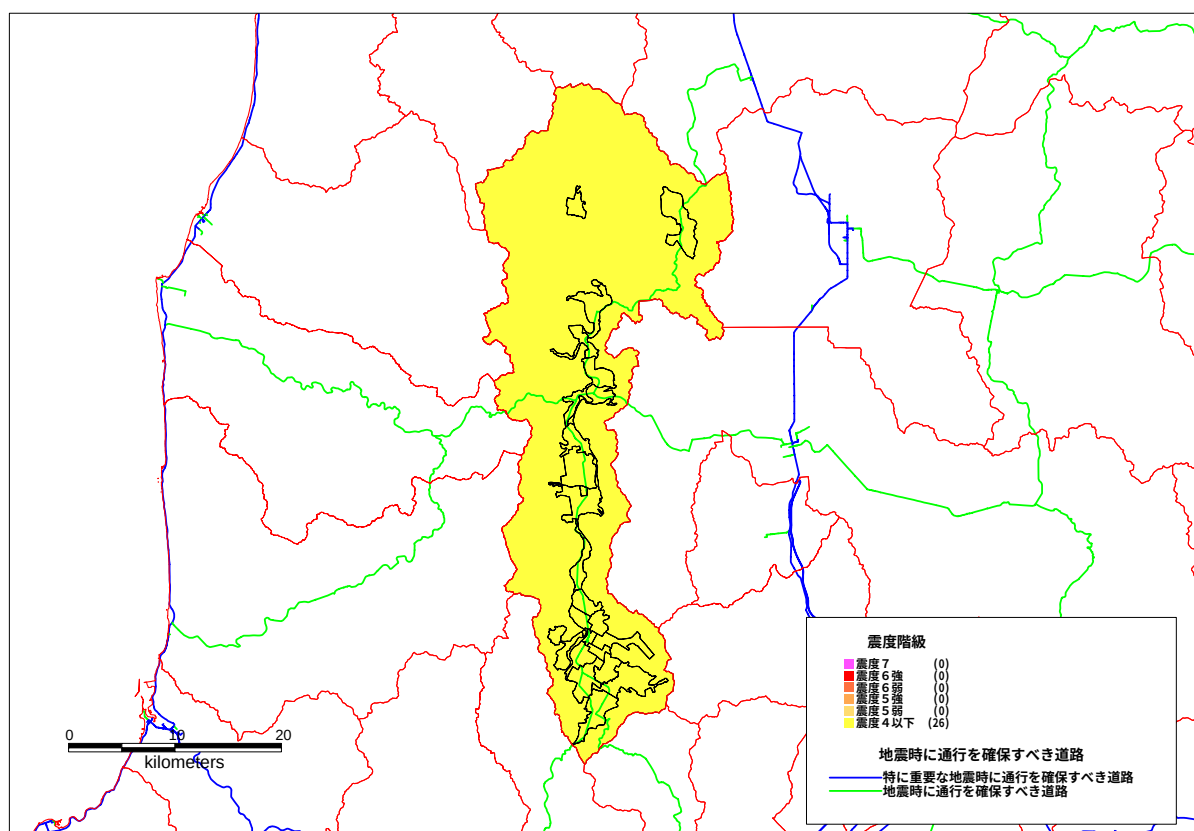


図 2-4 北海道および中央防災会議の想定地震(海溝型地震)による震度分布
「想定地震：十勝沖・釧路沖」

13) 「地震防災マップ作成技術資料」

平成 17 年 3 月 内閣府(防災担当)

(2) 地震調査研究推進本部の想定地震(活断層型地震)による震度分布

想定地震：「増毛山地東縁断層帯」

町内のほぼ全域において、震度 5 強の揺れが予想される。一部の地域において、震度 5 弱の揺れが予想される。

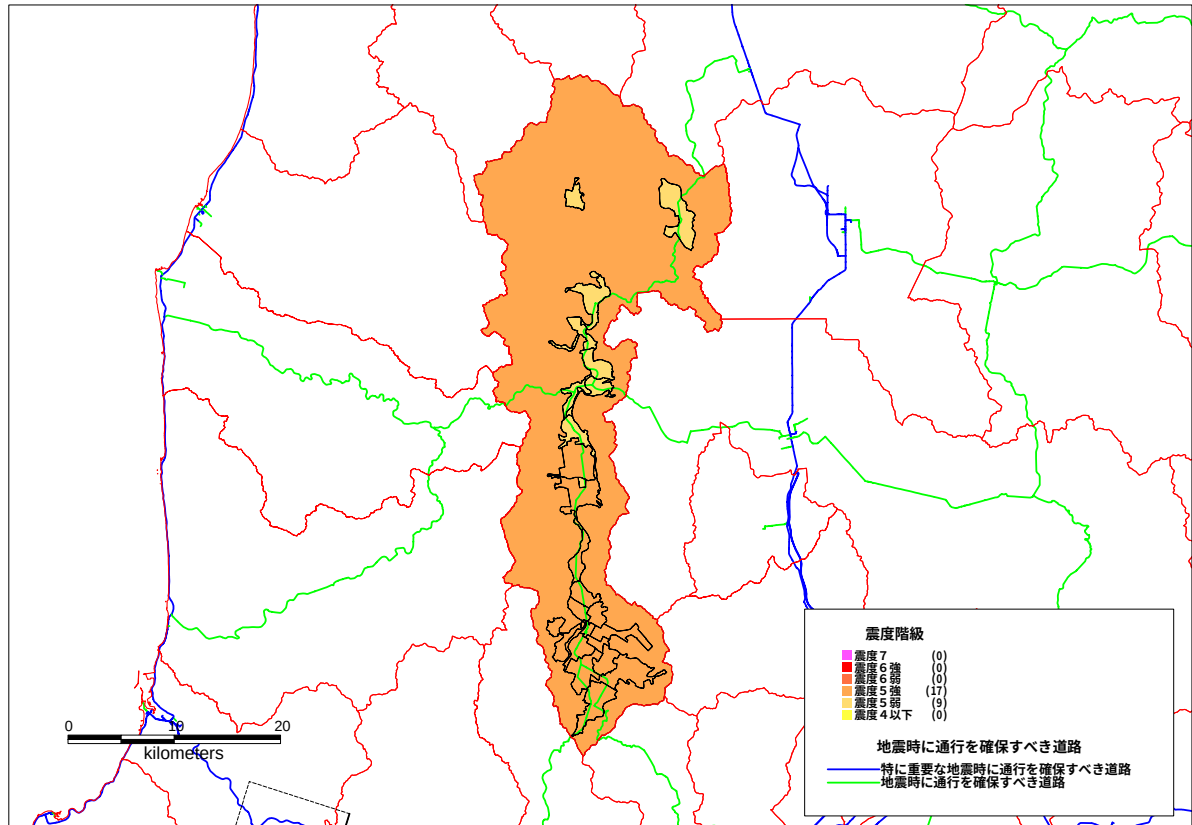


図 2-5 地震調査研究推進本部の想定地震(活断層型地震)による震度分布

「想定地震：増毛山地東縁断層帯」

(3) 全国どこでも起こりうる直下の想定地震(直下型地震)による震度分布

想定地震：「マグニチュード 6.9 の地震」

町内全域において、震度 6 弱の揺れが予想される。

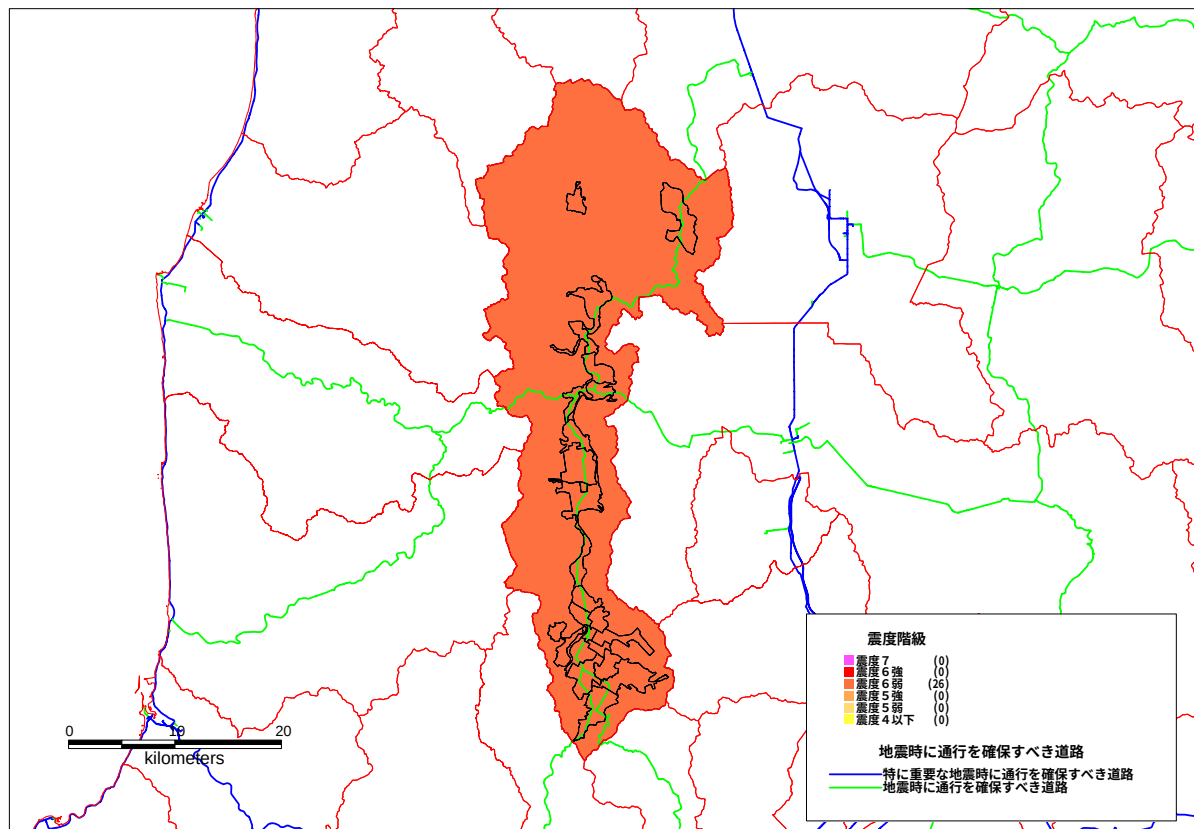


図 2-6 全国どこでも起こりうる直下の想定地震(直下型地震)による震度分布
「想定地震：マグニチュード 6.9 の地震」(最大の震度)

(4) 揺れやすさマップ

(1)～(3)に示した各想定地震による各地区の震度を重ね合わせ、最大となる震度を抽出し表示したものを「揺れやすさマップ」という。なお、「本計画」では、全ての地区において「全国どこでも起こりうる直下の想定地震(直下型地震)」の震度が最大の震度となる。(図2-6参照)

震度は被害と密接に関わることから、あらかじめ町民に対して各地区の最大震度についての情報をマップにより提供することによって、自らの居住地を明確に認識することで、地震時の危険性を実感し、町民の防災意識の向上を図ることに有効である。

2-3 被害評価手法

(1) 住宅・建築物被害の評価手法

住宅・建築物被害の評価の計算方法としては、過去の地震被害に基づいた経験的な手法が比較的簡便で多くの自治体で用いられている。

阪神・淡路大震災や鳥取県西部地震の被害結果に基づき作成された木造・非木造共に建築年代別に被害を予測することができる「内閣府の経験的な手法」を適用する。

上記手法は、評価単位(字界)毎に算定された震度を基にして構造別(木造・非木造)・建築年代別(木造 3 区分、非木造 3 区分)の被害率を求め、評価単位(字界)毎の構造別・建築年代別の棟数に掛け合わせ合算することで算定される。
(「市町村揺れやすさマップ(幌加内町)より抜粋」)

<被害棟数の算定式>

①建築年代は、以下のとおりとする。

木造建築物は、「昭和 36 年以前」、「昭和 37 年から昭和 56 年」、「昭和 57 年以降」の 3 区分

非木造建築物は、「昭和 46 年以前」、「昭和 47 年から昭和 56 年」、「昭和 57 年以降」の 3 区分

②各建築年代別に下式で計算した全壊(全半壊)棟数を評価単位毎に合算して求める。

③木造および非木造の震度による全壊被害率は図 2-7、全半壊被害率は図 2-8 によることとする。

全壊棟数 =

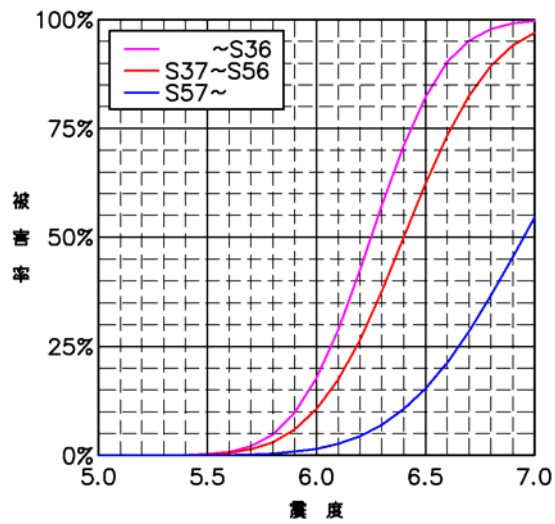
$$\begin{aligned} & (\text{木造建築物棟数} \times \text{木造の震度による全壊被害率}) + \\ & (\text{非木造建築物棟数} \times \text{非木造の震度による全壊被害率}) \end{aligned}$$

全半壊棟数 =

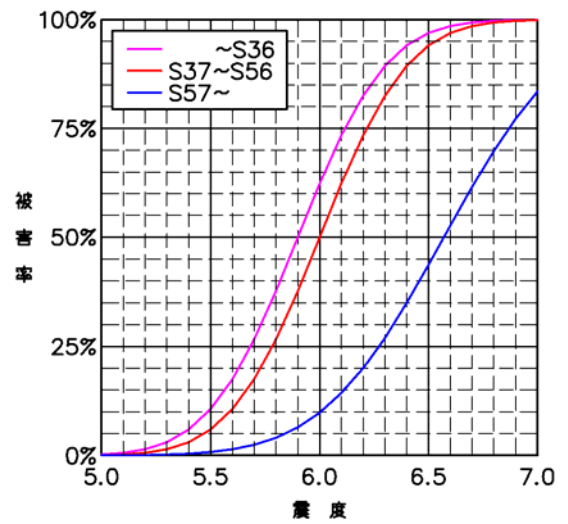
$$\begin{aligned} & (\text{木造建築物棟数} \times \text{木造の震度による全半壊被害率}) + \\ & (\text{非木造建築物棟数} \times \text{非木造の震度による全半壊被害率}) \end{aligned}$$

半壊棟数 = 全半壊棟数 - 全壊棟数

なお、住宅・建築物被害の評価対象は、「1-5 対象区域、対象住宅・建築物、対象人口」に示したものとする。

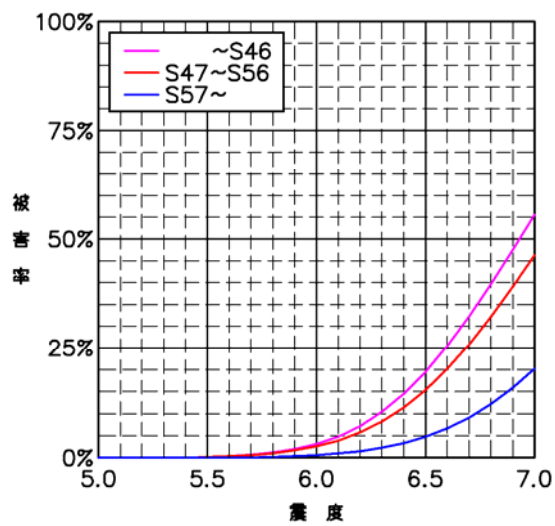


(a)全壊率

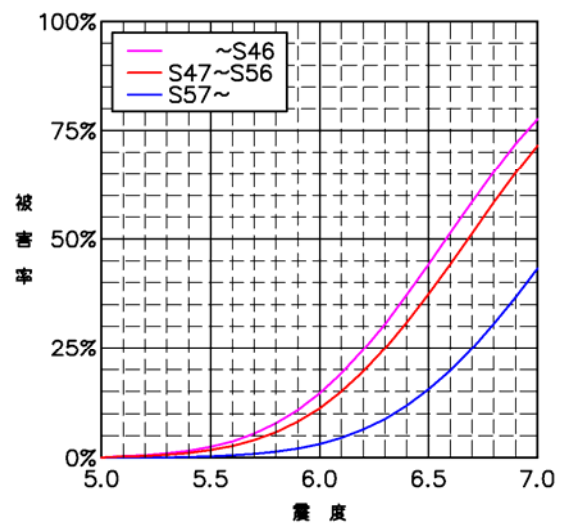


(b)全半壊率

図 2-7 震度と木造住宅・建築物被害率との関係



(a)全壊率



(b)全半壊率

図 2-8 震度と非木造住宅・建築物被害率との関係

(2) 人的被害の評価手法

阪神・淡路大震災では、死者全体の約 8 割が家屋の倒壊などによる圧迫死が占めていた。このことから、本被害想定では、建築物被害を主な原因とする死傷者数の算定手法を用いる。想定地震の発生時刻として、死傷者数が最大となると考えられる屋内人口の多い夜間を想定する。

死者数の評価手法は、中央防災会議が道内地震などの被害実態(1952 年十勝沖地震、1968 年十勝沖地震、1978 年宮城県沖地震、1993 年釧路沖地震、1994 年三陸はるか沖地震、2001 年芸世地震、2004 年新潟県中越地震)を踏まえて作成した全壊棟数と建築物倒壊による死者数の関係式を適用する。

負傷者数・重傷者数の評価手法は、阪神・淡路大震災における建物被害率と負傷者率との関係および負傷者に占める重傷者の割合(重傷者比率)を用いた「大阪府の手法」¹⁴⁾を適用する。

(「市町村揺れやすさマップ(幌加内町)より抜粋」)

<死者数の算定式>

木造建築物被害による死者数 = $0.01 \times \text{木造建築物全壊棟数} \times \text{住家内滞留率}$

非木造建築物被害による死者数 = $0.003 \times \text{非木造建築物全壊棟数} \times \text{住家内滞留率}$

住家内滞留率は、屋内人口 = 夜間人口を想定することから 1.0 とする。

<負傷者数の算定式>

負傷者数 = 負傷者率 $\times$ (人口 $\times$ 住家内滞留率)

負傷者率 = $0.12 \times \text{建物被害率}$ ($0 \leq \text{建物被害率} < 0.25$)

負傷者率 = $0.07 - 0.16 \times \text{建物被害率}$ ($0.25 \leq \text{建物被害率} < 0.375$)

負傷者率 = 0.01 ($0.375 \leq \text{建物被害率}$)

建物被害率 = (全壊率 + 半壊率) $\times$ 1/2

<重傷者数・軽傷者数の算定式>

重傷者比率 = 0.10 ($0 \leq \text{建物被害率} < 0.10$)

重傷者比率 = $0.15 - 0.5 \times \text{建物被害率}$ ($0.10 \leq \text{建物被害率} < 0.20$)

重傷者比率 = 0.05 ($0.20 \leq \text{建物被害率}$)

これより、重傷者数および軽傷者数は、

重傷者数 = 重傷者比率 $\times$ 負傷者数

軽傷者数 = 負傷者数 - 重傷者数

なお、人的被害の評価対象は、「1-5 対象区域、対象住宅・建築物、対象人口」に示したものと
する。

14) 「大阪府地震被害想定調査」

平成 9 年 3 月 大阪府策定

2-4 想定地震による住宅・建築物の被害および人的被害

(1) 北海道および中央防災会議の想定地震(海溝型地震)による被害

想定地震：「十勝沖・釧路沖の地震」

本想定地震による住宅・建築物被害はない。また、人的被害もない。

本地震による住宅・建築物の全壊率分布を図 2-9 に示す。

(2) 地震調査研究推進本部の想定地震(活断層型地震)による被害

想定地震：「増毛山地東縁断層帯」

本想定地震による住宅・建築物被害、人的被害は、以下のとおりである。

本地震による住宅・建築物の全壊率分布を図 2-10 に示す。

表 2-3 住宅・建築物被害および人的被害(想定地震：増毛山地東縁断層帯)

住宅・建築物被害						人的被害			
木造		非木造		合計		死者数	負傷者		
全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数			重傷者	軽傷者数
1	16	0	1	1	17	0	2	0	2
0.1	1.4	0	0.1	0.1	1.5	0	0.1	0	0.1

※1 上段は棟数または人数、下段は割合を示す。

※2 住宅・建築物被害の想定は、平成 21 年 7 月 27 日現在のものを利用しており、特定建築物、住宅、その他の多数の者が利用する建築物、ライフライン施設を対象としており、公共住宅・建築物 227 棟、民間住宅・建築物 898 棟であり、総数は 1,125 棟である。

※3 人的被害の想定は、平成 21 年 6 月 30 日現在のものを利用しており、総数は 1,798 人である。

(3) 全国どこでも起こりうる直下の想定地震(直下型地震)による被害

想定地震：「マグニチュード 6.9 の地震」

本想定地震による住宅・建築物被害、人的被害は、以下のとおりである。

本地震による住宅・建築物の全壊率分布を図 2-11 に示す。

表 2-4 住宅・建築物被害および人的被害(想定地震：マグニチュード 6.9 の地震)

住宅・建築物被害						人的被害			
木造		非木造		合計		死者数	負傷者		
全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数			重傷者	軽傷者数
18	163	1	6	19	169	1	20	2	18
1.6	14.5	0.1	0.5	1.7	15.0	0.1	1.1	0.1	1.0

※1 上段は棟数または人数、下段は割合を示す。

※2 住宅・建築物被害の想定は、平成 21 年 7 月 27 日現在のものを利用しており、特定建築物、住宅、その他の多数の者が利用する建築物、ライフライン施設を対象としており、公共住宅・建築物 227 棟、民間住宅・建築物 898 棟であり、総数は 1,125 棟である。

※3 人的被害の想定は、平成 21 年 6 月 30 日現在のものを利用しており、総数は 1,798 人である。

(4) 危険度マップ

(1)～(3)に示した各想定地震による各地区の全壊率を重ね合わせ、最大となる全壊率を抽出し表示したものを「危険度マップ」という。なお、「本計画」では、全ての地区において「全国どこでも起こりうる直下の想定地震(直下型地震)」の全壊率が最大の全壊率となる。(図2-11参照)

あらかじめ町民に対して想定地震によって引き起こされる各地区の被害の情報を提供することによって、マップにおいて自らの居住地を明確に認識することで、想定地震による危険をさらに身近に感じ、町民の防災意識の向上を図ることに有効である。

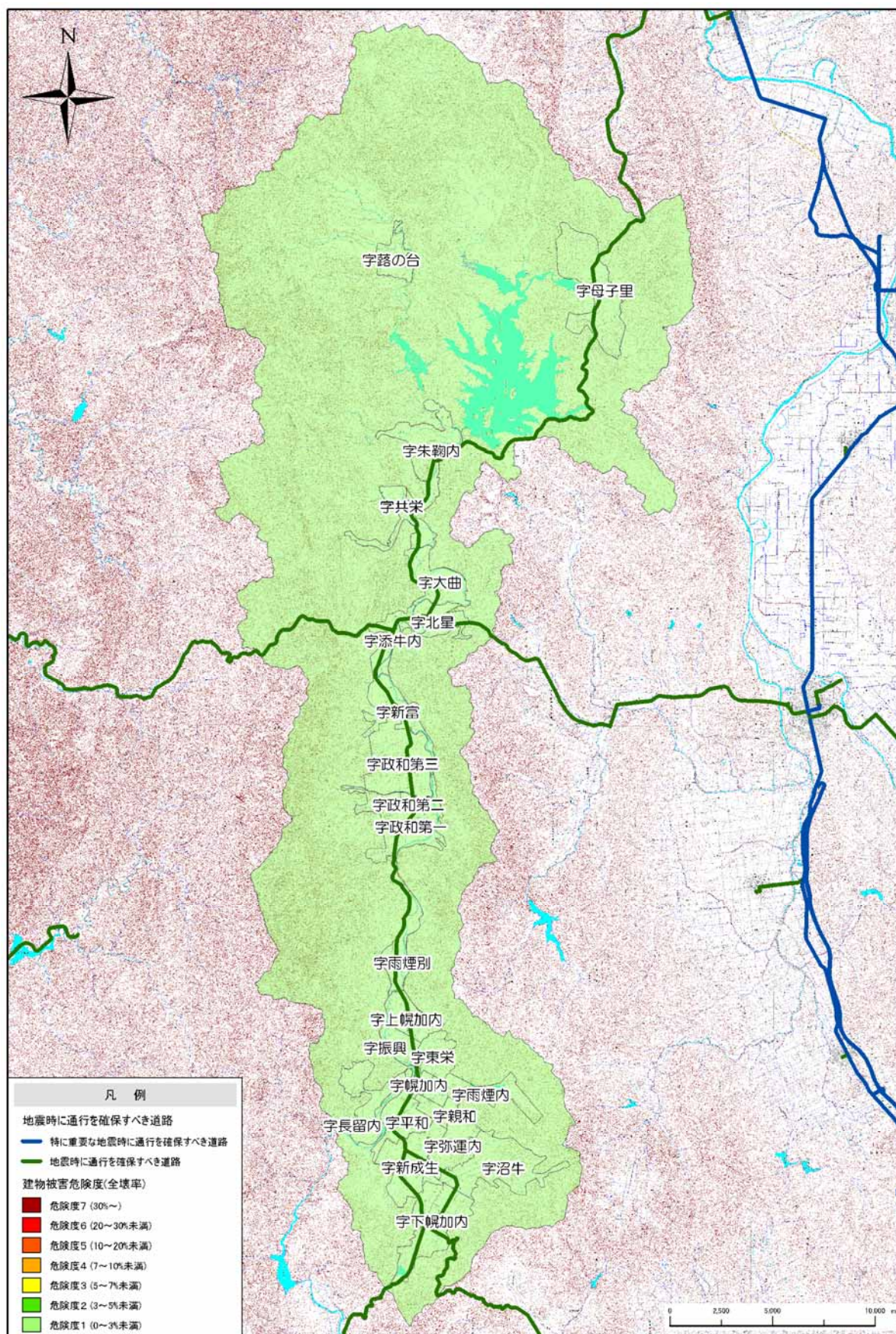


図 2-9 中央防災会議の想定地震(海溝型地震)による全壊率分布
想定地震：「十勝沖・釧路沖の地震」

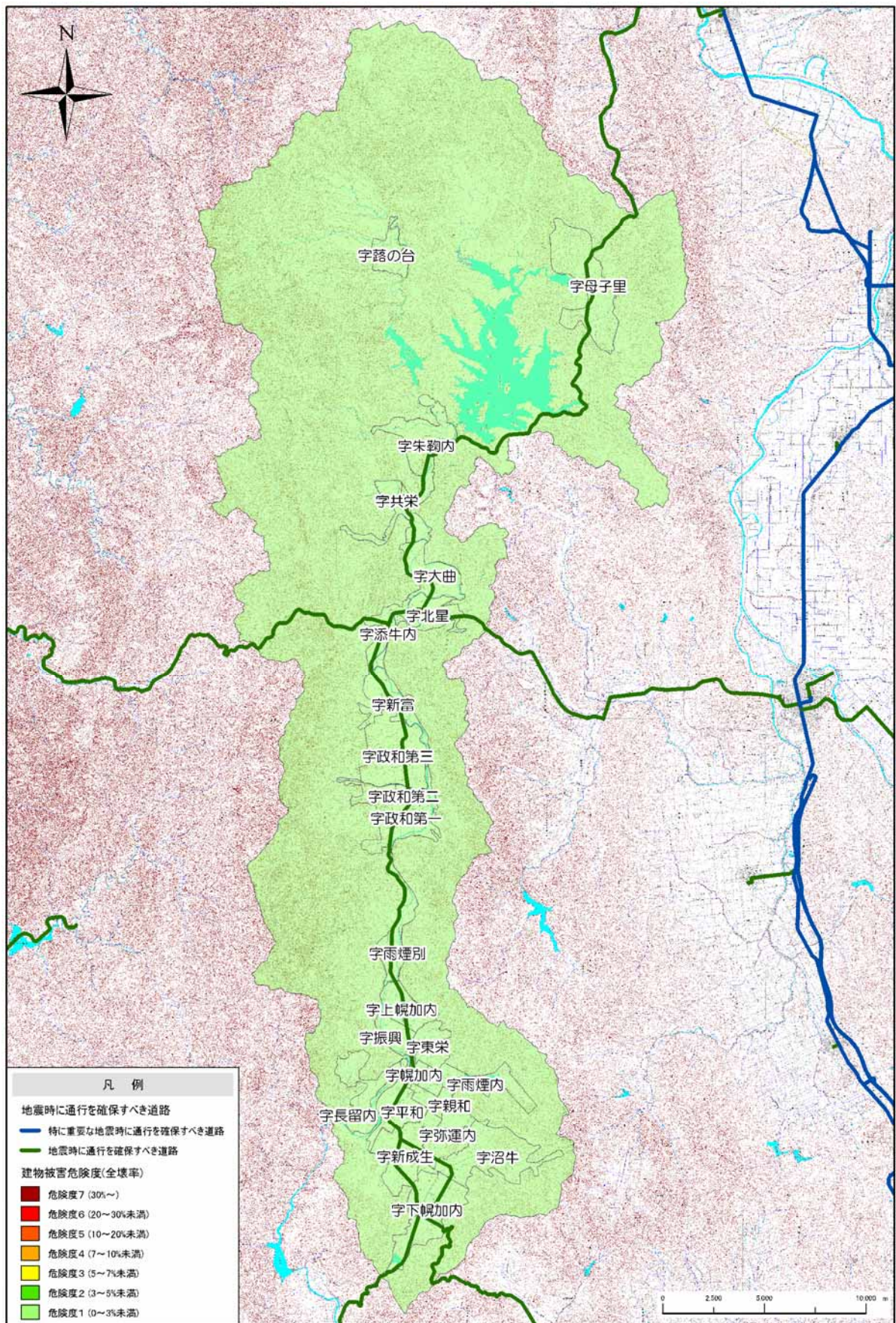


図 2-10 地震調査研究推進本部の想定地震(活断層型地震)による全壊率分布
想定地震：「増毛山地東縁断層帯」

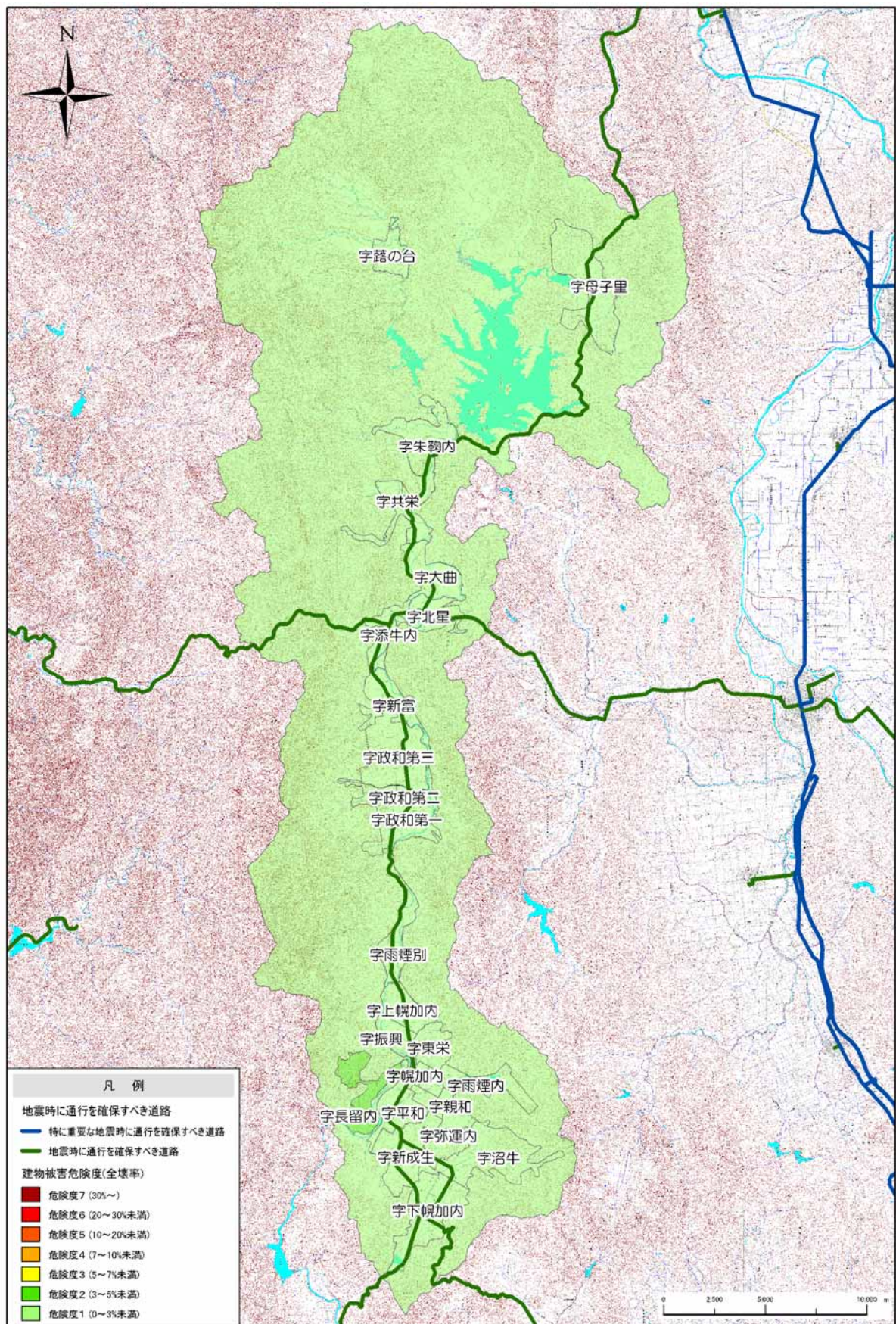


図 2-11 全国どこでも起こりうる直下の想定地震(直下型地震)による全壊率分布
想定地震：「マグニチュード 6.9 の地震」

3 住宅・建築物の耐震化の現状

3-1 「特定建築物」における耐震化の現状

特定建築物は、「耐震改修促進法」第6条の第1～3号に分類され(以下、「第1～3号特定建築物という」)、その所有者は耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めなければならないとされている。

「第1号特定建築物」：多数の者が利用する建築物の内、表3-3に示すもの。

「第2号特定建築物」：危険物の貯蔵場などの用途に供する建築物の内、表3-8に示すもの。

「第3号特定建築物」：多数の者の円滑な非難を困難とするおそれがある建築物の内、図3-1、図3-2、表3-9に示すもの。

(1) 「第1号特定建築物」

1) 公共住宅・建築物

公共住宅・建築物における「第1号特定建築物」は10棟であり、昭和56年以前に建設された住宅・建築物は3棟、昭和57年以降に建設された住宅・建築物は7棟である。したがって、耐震性を有する住宅・建築物は7棟であり、現状の耐震化率は70.0%である。

表 3-1 「第1号特定建築物」一覧(公共)

住宅・建築物の名称		構造	階数	延床面積(m ²)	建築年
公営住宅	幌加内団地 カタクリ	RC	3	2,671.73	H 9
	幌加内団地 アカゲラ	RC	3	2,152.83	H11
	幌南団地 ナナカマド	RC	3	2,528.66	H14
	ノースタウン A 棟	RC	3	1,436.69	H6
	ノースタウン B 棟	RC	3	1,396.82	H8
庁舎	幌加内町役場 庁舎	RC	3	2,328.50	S57
小学校	幌加内小学校 校舎	RC	2	2,138.72	S57
中学校	幌加内中学校 校舎	RC	2	2,580.55	S50
集会場	幌加内町中央公民館	RC	4	2,243.00	S50
宿泊施設	ふれあいの家まどか 円形校舎	RC	3	1,780.58	S31

※1 RC：鉄筋コンクリート造を示す。

※2 着色部分は耐震性が不十分な建築物を示す。

表 3-2 「第 1 号特定建築物」における耐震化の現状(公共)

住宅・建築物の種類	総数 A=B+E	昭和 56 年以前の住宅・建築物			昭和 57 年以降 の住宅・建築物 E	耐震性を有する 住宅・建築物 F=C+E	耐震化率 (%) G=F/A×100
		B=C+D	耐震性を有する 住宅・建築物 C	耐震性が不十分な 住宅・建築物 D			
公営住宅	5	—	—	—	5	5	100.0
庁舎	1	—	—	—	1	1	100.0
小学校	1	—	—	—	1	1	100.0
中学校	1	1	—	1	—	—	0.0
集会場	1	1	—	1	—	—	0.0
宿泊施設	1	1	—	1	—	—	0.0
合計	10	3	—	3	7	7	70.0

2) 民間住宅・建築物

民間住宅・建築物における「第 1 号特定建築物」について、該当する住宅・建築物はない。

表 3-3 「第 1 号特定建築物」の要件

規模	用途
階数 2 以上 かつ 500m ² 以上	・幼稚園、保育所
階数 2 以上 かつ 1,000m ² 以上	・小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校、養護学校 ・老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの ・老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
階数に関係なく 1,000m ² 以上	・体育館(一般公共の用に供されるもの)
階数 3 以上 かつ 1,000m ² 以上	・小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校、養護学校以外の学校 ・ボーリング場、スケート場、水泳場その他その他これらに類する運動施設 ・病院、診療所 ・劇場、観覧場、映画館、演芸場 ・集会場、公会堂 ・展示場 ・卸売市場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 ・ホテル、旅館 ・賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿 ・事務所 ・博物館、美術館、図書館 ・遊技場 ・公衆浴場 ・飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの ・理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 ・工場(危険物の貯蔵または処理場の用途に供する建築物は除く) ・車両の停留場または船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの ・自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留場又は駐車のための施設 ・郵便局、保健所、税務署、その他これらに類する公益上必要な建築物

(2) 「第 2 号特定建築物」

1) 公共住宅・建築物

公共住宅・建築物における「第 2 号特定建築物」は 3 棟であり、昭和 56 年以前に建設された建築物は 1 棟、昭和 57 年以降に建設された建築物は 2 棟である。昭和 56 年以前に建設された建築物のうち、建築確認日より耐震性が確認されている建築物は 1 棟である。したがって、耐震性を有する建築物は 3 棟であり、現状の耐震化率は 100.0%である。

表 3-4 「第 2 号特定建築物」一覧(公共)

建築物の名称		構造	階数	延床面積(m ²)	建築年
小学校	朱鞠内小学校 校舎	RC	2	971.00	S56 ^{※2}
工場	農産加工センター	S	1	1,154.27	H1
	農産施設(乾燥)	S	2	1,721.78	H12

※1 RC：鉄筋コンクリート造、S：鉄骨造を示す。

※2 昭和 56 年以前に建設された建築物のうち「朱鞠内小学校 校舎」は、建築確認日(S56.6.15)が明確なため、耐震性を有するものとする。

表 3-5 「第 2 号特定建築物」における耐震化の現状(公共)

建築物の種類	総数 A=B+E	昭和 56 年以前の建築物			昭和 57 年以降 の建築物 E	耐震性を有する 建築物 F=C+E	耐震化率 (%) A=B+E
		B=C+D	耐震性を有する 建築物 C	耐震性が不十分な 建築物 D			
小学校	1	1	1 ^{※1}	—	—	1	100.0
工場	2	—	—	—	2	2	100.0
合計	3	1	1	—	2	3	100.0

※1 昭和 56 年以前に建設された建築物のうち「小学校 1 棟」は、建築確認日(S56.6.15)が明確なため、耐震性を有するものとする。

2) 民間住宅・建築物

民間住宅・建築物における「第 2 号特定建築物」は 5 棟であり、昭和 56 年以前に建設された住宅・建築物は 2 棟、昭和 57 年以降に建設された住宅・建築物は 3 棟である。したがって、耐震性を有する住宅・建築物は 3 棟であり、現状の耐震化率は 60.0%である。

表 3-6 「第 2 号特定建築物」一覧(民間)

住宅・建築物の名称		構造	階数	延床面積(m ²)	建築年
併用住宅	北栄牧場(旧 JA 給油所)	W	2	188.79	S56
店舗	旧伊藤商店 幌加内給油所	S	1	98.87	S56
事務所	三津橋産業(添牛内)	W	1	62.79	S57
	きたそらち農協	RC	1	28.00	H18
	三津橋産業(幌加内)	S	1	40.00	H18

※1 W：木造、RC：鉄筋コンクリート造、S：鉄骨造を示す。

※2 着色部分は耐震性が不十分な住宅・建築物を示す。

表 3-7 「第 2 号特定建築物」における耐震化の現状(民間)

住宅・建築物の種類	総数 A=B+E	昭和 56 年以前の住宅・建築物			昭和 57 年以降 の住宅・建築物 E	耐震性を有する 住宅・建築物 F=C+E	耐震化率 (%) A=B+E
		B=C+D	耐震性を有する	耐震性が不十分な			
			住宅・建築物 C	住宅・建築物 D			
併用住宅	1	1	—	1	—	—	0.0
店舗	1	1	—	1	—	—	0.0
事務所	3	—	—	—	3	3	100.0
合計	5	2	—	2	3	3	60.0

表 3-8 「第 2 号特定建築物」の要件

危険物の種類	危険物の数量
① 火薬類(法律で規定)	10t
イ 火薬	5t
ロ 爆薬	50 万個
ハ 工業雷管および電気雷管	500 万個
ニ 銃用雷管	50 万個
ホ 信号雷管	5 万個
ヘ 実包	5 万個
ト 空砲	5 万個
チ 信管および火管	500km
リ 導爆線	500km
ヌ 導火線	5 万個
ル 電気導火線	2t
ヲ 信号炎管および信号火箭	2t
ワ 煙火	10t
カ その他火薬を使用した火工品	5t
その他爆薬を使用した火工品	
② 消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第 3 の指定 数量の欄に定める数量の 10 倍の数量
③ 危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類および同表備考第 8 号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30t 可燃性液体類 20m3
④ マッチ	300 マッチトン※
⑤ 可燃性のガス(⑦および⑧を除く)	2 万 m3
⑥ 圧縮ガス	20 万 m3
⑦ 液化ガス	2,000t
⑧ 毒物および劇薬取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物又は同条第 2 項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る)	毒物 20t 劇物 200t

(3) 「第 3 号特定建築物」

公共住宅・建築物および民間住宅・建築物における「第 3 号特定建築物」について、該当する住宅・建築物はない。

「第 3 号特定建築物」は、地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物で、その高さが、該当部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ距離を加えたものを超える建築物としている。

- ・幅員 12m 以下の場合 6m+前面道路までの水平距離
- ・幅員 12m を超える場合 前面道路の幅員の 1/2 に相当する距離+前面道路までの水平距離

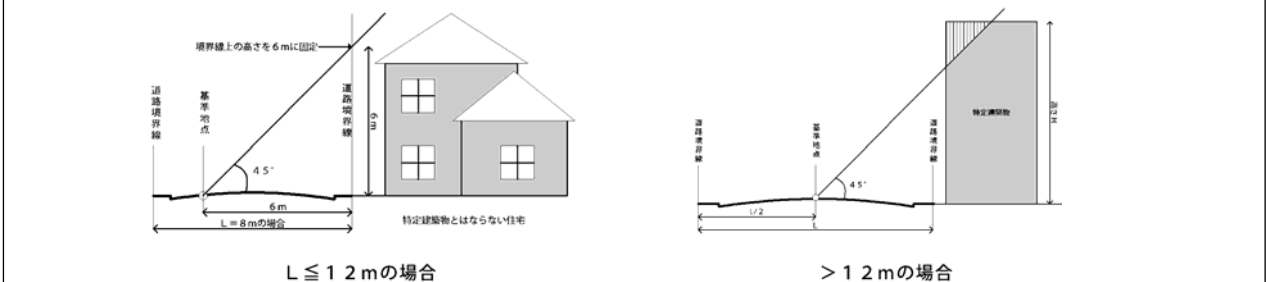


図 3-1 「第 3 号特定建築物」の要件

地震時に通行を確保すべき道路

「本計画」では、「地震時に通行を確保すべき道路」（以下、「緊急輸送道路」という）として、「北海道緊急輸送道路ネットワーク計画」¹⁵⁾に指定されている道路を指定する。また、「緊急輸送道路」は「北海道耐震計画」において、「耐震改修促進法」第 5 条第 3 項第 1 号の地震時に通行を確保すべき道路として指定されている。「緊急輸送道路」は災害後の利用特性により、次のように分類される。

表 3-9 地震時に確保すべき道路の分類

特に重要な 地震時に通行を確保すべき道路	支庁所在地、地方中心市町及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防などを連結する道路
地震時に通行を確保すべき道路	重要な道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、港湾、災害医療拠点、備蓄集積拠点など)を連結する道路

なお、本町における「緊急輸送道路」として、一般国道 239 号、一般国道 275 号、主要道道旭川幌加内線が指定されている。

15) 「北海道緊急輸送道路ネットワーク計画」

北海道のほか、北海道開発局、東日本高速道路株式会社などの道路管理者及び道の防災担当部局、北海道警察本部などの防災関係機関からなる協議会(北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会)を設置して策定したものであり、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路をネットワークとして機能させるため、平成 8 年に策定され、平成 19 年に見直された計画である。

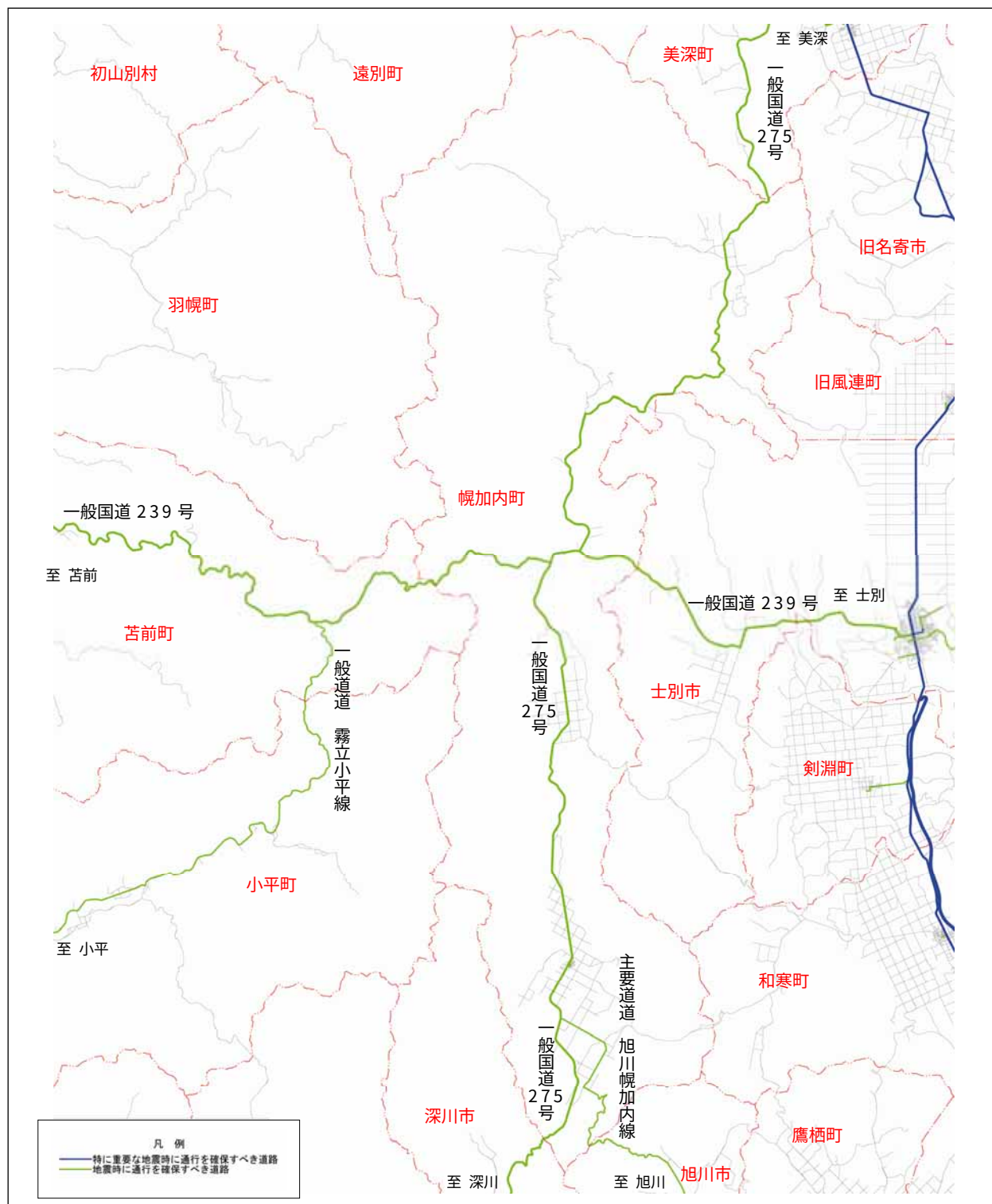


図 3-2 地震時に確保すべき道路

3-2 「公共住宅・建築物」における耐震化の現状

(1) 「住宅」

公共住宅・建築物における「住宅」は132棟であり、昭和56年以前に建設された住宅は75棟、昭和57年以降に建設された住宅は57棟である。昭和56年以前に建設された住宅のうち、建築確認日および建築着手日により耐震性が確認されている住宅は5棟である。したがって、耐震性を有する住宅は62棟であり、現状の耐震化率は47.0%である。

表 3-10 「住宅」における耐震化の現状(公共)

住宅の種類	総数 A=B+E	昭和56年以前の住宅		昭和57年以降 の住宅 E	耐震性を有する 住宅 F=C+E	耐震化率 (%) G=F/A×100
		B=C+D	耐震性を有する 住宅 C			
公営住宅	96	55	4※1	41	45※1	46.9
職員住宅	17	13	—	4	4	23.5
教職員住宅	17	6	1※2	11	12※2	70.6
寄宿舍	2	1	—	1	1	50.0
合計	132	75	5	57	62	47.0

※1 昭和56年以前に建設された住宅のうち「公営住宅4棟」は、建築確認日(S56.7.10:2棟、S56.9.11:2棟)が明確なため、耐震性を有するものとする。

※2 昭和56年以前に建設された住宅のうち「教職員住宅1棟」は、建築着手日(S56.9.11)が明確なため、耐震性を有するものとする。

表 3-11 「住宅」における構造種別による耐震化の現状(公共)

住宅の種類	耐震性	木造		非木造		小計		合計	
		A		B		C=A+B		D=C1+C2	
		棟数	割合(%)	棟数	割合(%)	棟数	割合(%)	棟数	割合(%)
公営住宅	耐震性なし 1	3	2.2	48	36.4	51	38.6	96	72.7
	耐震性あり 2	4	3.0	41	31.1	45	34.1		
職員住宅	耐震性なし 1	12	9.1	1	0.7	13	9.8	17	12.9
	耐震性あり 2	2	1.5	2	1.6	4	3.1		
教職員住宅	耐震性なし 1	5	3.8	—	—	5	3.8	17	12.9
	耐震性あり 2	11	8.4	1	0.7	12	9.1		
寄宿舍	耐震性なし 1	1	0.8	—	—	1	0.8	2	1.5
	耐震性あり 2	—	—	1	0.7	1	0.7		
合計	耐震性なし 1	21	15.9	49	37.1	70	53.0	132	100.0
	耐震性あり 2	17	12.9	45	34.1	62	47.0		
	1+2	38	28.8	94	71.2				

※1 昭和56年以前に建設された住宅のうち「公営住宅4棟」は、建築確認日(S56.7.10:非木造2棟、S56.9.11:木造2棟)が明確なため、耐震性を有するものとする。

※2 昭和56年以前に建設された住宅のうち「教職員住宅1棟」は、建築着手日(S56.9.11:木造1棟)が明確なため、耐震性を有するものとする。

(2) 「その他の多数の者が利用する建築物」

公共住宅・建築物における「その他の多数の者が利用する建築物」は 73 棟であり、昭和 56 年以前に建設された建築物は 30 棟、昭和 57 年以降に建設された建築物は 43 棟である。昭和 56 年以前に建設された建築物のうち、建築確認日および建築着手日より耐震性が確認されている建築物は 2 棟である。したがって、耐震性を有する建築物は 45 棟であり、現状の耐震化率は 61.6%である。

表 3-12 「その他の多数の者が利用する建築物」の耐震化の現状(公共)

建築物の種類	総数 A=B+E	昭和 56 年以前の建築物			昭和 57 年以降 の建築物 E	耐震性を有する 建築物 F=C+E	耐震化率 (%) G=F/A×100
		B=C+D	耐震性を有する 建築物 C	耐震性が不十分な 建築物 D			
庁舎	1	—	—	—	1	1	100.0
高等学校	1	—	—	—	1	1	100.0
学校体育館	4	2	—	2	2	2	50.0
公共体育館	3	3	—	3	—	—	0.0
老人福祉施設	3	—	—	—	3	3	100.0
病院・診療所	3	1	—	1	2	2	66.7
集会場	18	13	2※1	11	5	7※1	38.9
宿泊施設	6	3	—	3	3	3	50.0
研修施設	2	—	—	—	2	2	100.0
店舗	2	—	—	—	2	2	100.0
公衆浴場	1	—	—	—	1	1	100.0
事務所	19	5	—	5	14	14	73.7
工場	3	2	—	2	1	1	33.3
作業場	7	1	—	1	6	6	85.7
合計	73	30	2	28	43	45	61.6

※1 昭和 56 年以前に建設された建築物のうち「集会場 2 棟」は、建築確認日(S56.6.15)および建築着手日(S56.7.4)が明確なため、耐震性を有するものとする。

(3) 「ライフライン施設」

公共住宅・建築物における「ライフライン施設」は 9 棟であり、昭和 56 年以前に建設された建築物は 1 棟、昭和 57 年以降に建設された建築物は 8 棟である。昭和 57 年以降に建設された建築物のうち「浄水場 1 棟」は、昭和 45 年建設の濾過地水槽を基礎としているため、耐震性が不十分なものとする。したがって、耐震性を有する建築物は 7 棟であり、現状の耐震化率は 77.8%である。

表 3-13 ライフライン施設における耐震化の現状(公共)

建築物の種類	総数 A=B+E	昭和 56 年以前の建築物			昭和 57 年以降 の建築物 E	耐震性を有する 建築物 F=C+E	耐震化率 (%) G=F/A×100
		B=C+D	耐震性を有する 建築物 C	耐震性が不十分な 建築物 D			
ごみ焼却施設	1	—	—	—	1	1	100.0
浄水場	5	1	—	1	4 ^{※1}	3 ^{※1}	60.0
下水処理場	1	—	—	—	1	1	100.0
火葬場	1	—	—	—	1	1	100.0
テレビ中継局	1	—	—	—	1	1	100.0
合計	9	1	—	1	8	7	77.8

※1 昭和 57 年以降に建設された建築物のうち「浄水場 1 棟」は、昭和 45 年建設の濾過地の水槽を基礎としているため、耐震性が不十分なものとする。

(4) 「避難施設」

公共住宅・建築物における「避難施設」は 21 棟であり、昭和 56 年以前に建設された建築物は 14 棟、昭和 57 年以降に建設された建築物は 7 棟である。昭和 56 年以前に建設された建築物のうち、建築確認日より耐震性が確認されている建築物は 2 棟である。したがって、耐震性を有する建築物は 9 棟であり、現状の耐震化率は 42.9%である。なお、本節の棟数は、「3-1 「特定建築物」における耐震化の現状 (1)「第 1 号特定建築物」 (2)「第 2 号特定建築物」および「3-2 「公共住宅・建築物」における耐震化の現状 (2)「その他の多数の者が利用する建築物」」に含まれている。

表 3-14 「避難施設」一覧(公共)

建築物の名称			構造	階数	延床面積(m ²)	建築年	備考
集会場	1	下幌加内生活改善センター	W	2	137.70	S42	地震時利用不可
集会場	2	沼牛生活改善センター	S	2	249.28	S53	
集会場	3	沼牛会館	CB	2	145.75	S54	地震時利用不可
集会場	4	新成生会館	W	2	155.68	S53	地震時利用不可
集会場	5	弥運内会館	W	2	90.68	S54	地震時利用不可
集会場	6	長留内会館	W	1	273.89	S27	地震時利用不可
集会場	7	親煙会館	W	1	132.50	H12	地震時利用不可
中学校	8	幌加内中学校 校舎	RC	2	2,580.55	S50	
集会場	9	幌加内町中央生活改善センター	S	2	1,149.12	S44	地震時利用不可
集会場	10	農業活性化センター「あぐり 21」	RC	1	853.26	H10	
小学校	11	幌加内小学校 校舎	RC	2	2,138.72	S57	
高等学校	12	幌加内高校 校舎	RC	2	3,213.80	S63	
集会場	13	平和会館	W	2	161.48	S58	地震時利用不可
集会場	14	東栄会館	W	2	144.50	S53	地震時利用不可
集会場	15	振興会館	W	2	144.09	S53	地震時利用不可
集会場	16	上幌加内会館	W	2	230.21	S54	地震時利用不可
集会場	17	政和コミュニティセンター	RC	1	773.12	H12	
集会場	18	添牛内コミュニティセンター	SRC	2	583.63	S56 ^{※2}	
小学校	19	朱鞠内小学校 校舎	RC	2	971.00	S56 ^{※2}	
集会場	20	朱鞠内コミュニティセンター	RC	2	1,106.04	S49	
集会場	21	母子里コミュニティセンター	RC	1	660.40	S60	

※1 W：木造、RC：鉄筋コンクリート造、S：鉄骨造、SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造、CB：コンクリートブロック造を示す。

※2 昭和 56 年以前に建設された建築物のうち「添牛内コミュニティセンター」および「朱鞠内小学校 校舎」は、建築確認日(S56.6.15：2 棟)が明確なため、耐震性を有するものとする。

※3 着色部分は耐震性が不十分な建築物を示す。

表 3-15 「避難施設」における耐震化の現状(公共)

建築物の種類	総数 A=B+E	昭和 56 年以前の建築物			昭和 57 年以降 の建築物 E	耐震性を有する 建築物 F=C+E	耐震化率 (%) G=F/A×100
		B=C+D	耐震性を有する 建築物 C	耐震性が不十分な 建築物 D			
小学校	2	1	1※1	—	1	2※1	100.0
中学校	1	1	—	1	—	—	0.0
高等学校	1	—	—	—	1	1	100.0
集会場	17	12	1※1	11	5	6※1	35.3
合計	21	14	2	12	7	9	42.9

※1 昭和 56 年以前に建設された建築物のうち「小学校 1 棟」および「集会場 1 棟」は、建築確認日(S56.6.15：2 棟)が明確なため、耐震性を有するものとする。

3-3 「民間住宅・建築物」における耐震化の現状

(1) 「住宅」

民間住宅・建築物における「住宅」は 836 棟であり、昭和 56 年以前に建設された住宅は 606 棟、昭和 57 年以降に建設された住宅は 230 棟である。したがって、耐震性を有する住宅は 230 棟であり、現状の耐震化率は 27.5%である。

表 3-16 「住宅」における耐震化の現状(民間)

住宅の種類	総数 A=B+E	昭和 56 年以前の住宅		昭和 57 年以降 の住宅 E	耐震性を有する 住宅 F=C+E	耐震化率 (%) G=F/A×100
		B=C+D	耐震性を有する 住宅 C	耐震性が不十分な 住宅 D		
専用住宅	758	559	—	559	199	26.3
併用住宅	77	47	—	47	30	39.0
共同住宅	1	—	—	—	1	100.0
合計	836	606	—	606	230	27.5

表 3-17 「住宅」における構造種別による耐震化の現状(民間)

住宅の種類	耐震性	木造		非木造		小計		合計	
		A		B		C=A+B		D=C1+C2	
		棟数	割合(%)	棟数	割合(%)			棟数	割合(%)
専用住宅	耐震性なし 1	550	65.8	9	1.1	559	66.9	758	90.7
	耐震性あり 2	193	23.1	6	0.7	199	23.8		
併用住宅	耐震性なし 1	47	5.6	—	—	47	5.6	77	9.2
	耐震性あり 2	29	3.5	1	0.1	30	3.6		
共同住宅	耐震性なし 1	—	—	—	—	—	—	1	0.1
	耐震性あり 2	1	0.1	—	—	1	0.1		
合計	耐震性なし 1	597	71.4	9	1.1	606	72.5	836	100.0
	耐震性あり 2	223	26.7	7	0.8	230	27.5		
	1+2	820	98.1	16	1.9				

(2) 「その他の多数の者が利用する建築物」

民間住宅・建築物における「その他の多数の者が利用する建築物」は 57 棟であり、昭和 56 年以前に建設された建築物は 43 棟、昭和 57 年以降に建設された建築物は 14 棟である。したがって、耐震性を有する建築物は 14 棟であり、現状の耐震化率は 24.6%である。

表 3-18 「その他の多数の者が利用する建築物」の耐震化の現状(民間)

建築物の種類	総数 A=B+E	昭和 56 年以前の建築物			昭和 57 年以降 の建築物 E	耐震性を有する 建築物 F=C+E	耐震化率 (%) G=F/A×100
		B=C+D	耐震性を有する 建築物 C	耐震性が不十分な 建築物 D			
店舗	14	14	—	14	—	—	0.0
事務所	29	17	—	17	12	12	41.4
工場	14	12	—	12	2	2	14.3
合計	57	43	—	43	14	14	24.6

4 住宅・建築物の耐震化の取り組み方針

4-1 耐震化の目標

阪神・淡路大震災における人的被害の約 9 割が家屋、家具類などの倒壊に起因するものであった。このことから、「国の基本方針」では、東海地震などの死者数と経済被害額を被害想定から半減させるという目標のもと、住宅および多数の者が利用する建築物の耐震化率について、現状の約 75%を平成 27 年までに少なくとも 9 割とする数値目標を示している。

この考え方を踏まえ、「本計画」では、耐震化の目標を以下のとおりとする。

- ① 公共住宅・建築物および民間住宅・建築物における特定建築物の耐震化率を平成 27 年度までに少なくとも 10 割とする。
- ② 公共住宅・建築物(特定建築物を除く)の耐震化率を平成 27 年度までに少なくとも 10 割とする。
- ③ 民間住宅・建築物(特定建築物を除く)の耐震化率を平成 27 年度までに少なくとも 9 割とする。

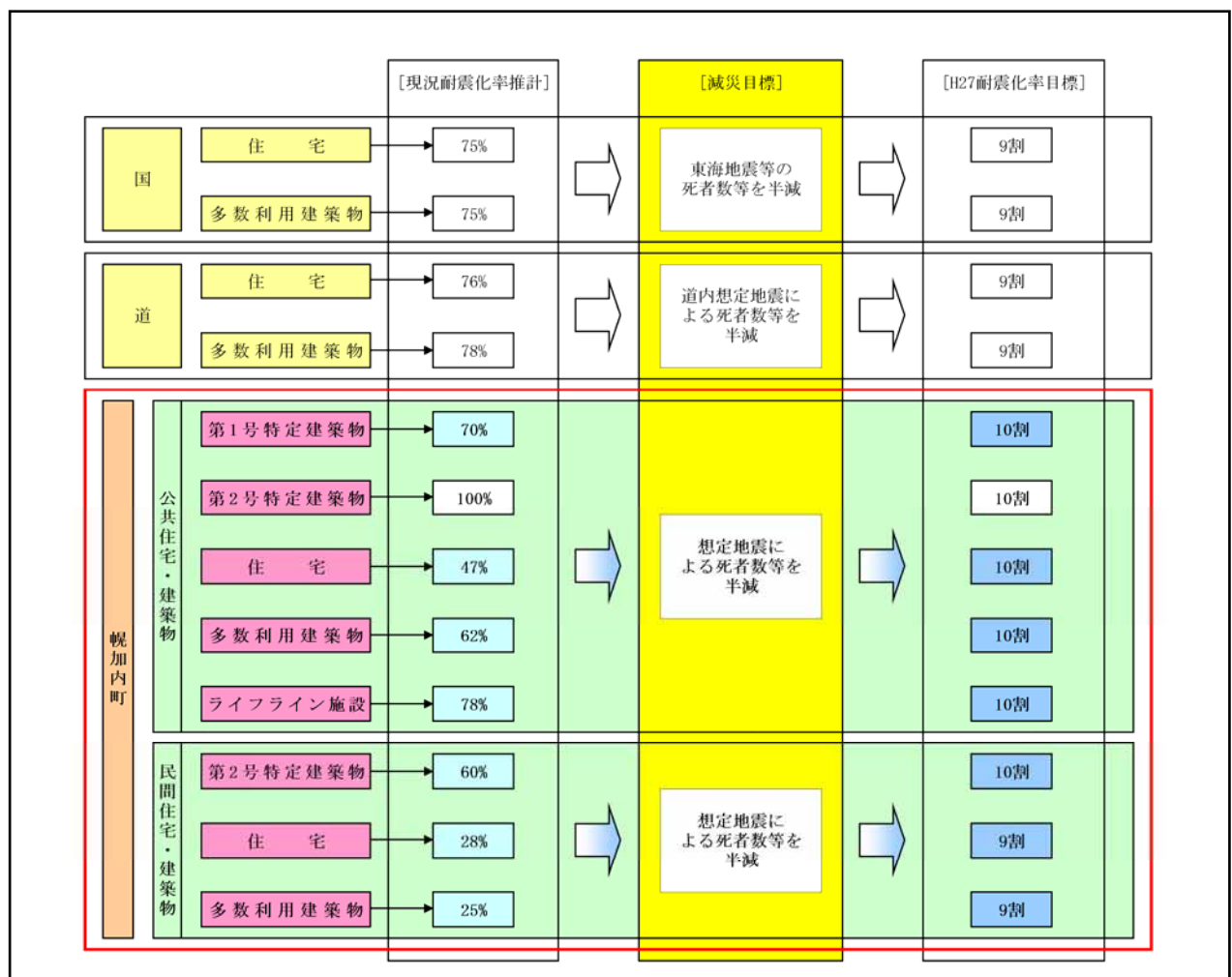


図 4-1 耐震化の目標

4-2 優先的・重点的に耐震化すべき住宅・建築物

(1) 優先的に耐震化すべき住宅・建築物

優先的に耐震化すべき住宅・建築物は、地震被害を受けた場合、その被害の拡大の影響が著しい「公共・民間特定建築物」、社会生活の基盤となる「公共・民間住宅」である。特に、「公共特定建築物」および「公共住宅」は、優先的・計画的に耐震化が図れるように努めるものとする。

(2) 重点的に耐震化すべき住宅・建築物

重点的に耐震化すべき建築物は、地震時に重要な役割を果たす、庁舎などの「防災拠点施設」、学校・体育館・集会場などの「避難施設」、病院・診療所などの「救護施設」である。防災の観点から重要性が高い施設を重点的・計画的に耐震化が図れるように努めるものとする。

4-3 「特定建築物」における耐震化の取り組み方針

(1) 「第 1 号特定建築物」

1) 公共住宅・建築物

公共住宅・建築物における「第 1 号特定建築物」は 10 棟であり、昭和 56 年以前に建設された住宅・建築物は 3 棟、昭和 57 年以降に建設された住宅・建築物は 7 棟である。したがって、耐震性を有する住宅・建築物は 7 棟であり、現状の耐震化率は 70.0%である。

公共住宅・建築物における「第 1 号特定建築物」の耐震化は、平成 27 年度までに耐震化率 10 割を目標に取り組むものとする。その目標に向けて、耐震性が確認されていない 3 棟については、国の補助事業などを活用し耐震診断を実施し、耐震性が不十分な場合は耐震補強などを行い、耐震化が図れるように努めるものとする。なお、耐震化の現状を平成 27 年度までの各年度末に公表するものとする。

表 4-1 「第 1 号特定建築物」における耐震化の現状(公共)

住宅・建築物の種類	総数 a=b+g	昭和 56 年以前の住宅・建築物					昭和 57 年 以降の 住宅・ 建築物 g	耐震性の 有無確認 住宅・ 建築物 h=c+g	耐震性を 有する 住宅・ 建築物 i=e+f+g	耐震化率 (%) j=i/a×100	耐震性 未確認 住宅・ 建築物 k=a－h
		耐震診断	耐震性が	耐震性が	耐震改修						
		実施	不十分な	確認された	実施						
		住宅・ 建築物 c	住宅・ 建築物 d	住宅・ 建築物 e	住宅・ 建築物 f						
公営住宅	5	—	—	—	—	—	5	5	5	100.0	—
庁舎	1	—	—	—	—	—	1	1	1	100.0	—
小学校	1	—	—	—	—	—	1	1	1	100.0	—
中学校	1	1	—	1	—	—	—	—	—	0.0	1
集会場	1	1	—	1	—	—	—	—	—	0.0	1
宿泊施設	1	1	—	1	—	—	—	—	—	0.0	1
合計	10	3	—	3	—	—	7	7	7	70.0	3

表 4-2 「第 1 号特定建築物」における耐震化が必要な建築物(公共)

住宅・建築物の名称		構造	階数	延床面積 (m ²)	建築年	耐震診断		耐震改修		耐震化の方針
						状況	診断年	状況	改修年	
中学校	幌加内中学校 校舎	RC	2	2,580.55	S50					耐震診断予定
集会場	幌加内町中央公民館	RC	4	2,243.00	S50					耐震診断予定
宿泊施設	ふれあいの家まどか 円形校舎	RC	3	1,780.58	S31					耐震診断予定

※1 RC：鉄筋コンクリート造を示す。

2) 民間住宅・建築物

民間住宅・建築物における「第 1 号特定建築物」について、該当する住宅・建築物はない。

(2) 「第 2 号特定建築物」

1) 公共住宅・建築物

公共住宅・建築物における「第 2 号特定建築物」は 3 棟であり、昭和 56 年以前に建設された建築物は 1 棟、昭和 57 年以降に建設された建築物は 2 棟である。昭和 56 年以前に建設された建築物のうち、建築確認日より耐震性が確認されている建築物は 1 棟である。したがって、耐震性を有する建築物は 3 棟であり、現状の耐震化率は 100.0%である。そのため、耐震化の取り組みは必要としない。

表 4-3 「第 2 号特定建築物」における耐震化の現状(公共)

建築物の種類	総数 a=b+g	昭和 56 年以前の建築物					昭和 57 年 以降の 建築物	耐震性の 有無確認 建築物	耐震性を 有する 建築物	耐震化率 (%) j=i/a×100	耐震性 未確認 建築物
		b=d+e+f	耐震診断 実施 建築物 c	耐震性が 不十分な 建築物 d	耐震性が 確認された 建築物 e	耐震改修 実施 建築物 f					
小学校	1(1)	1(1)	1(1)	—	1(1)	—	—	1(1)	1(1)	100.0	—
工場	2	—	—	—	—	—	2	2	2	100.0	—
合計	3	1(1)	1(1)	—	1(1)	—	2	3(1)	3(1)	100.0	—

※1 ()内は内数とし、昭和 56 年以前に建設された建築物のうち、建築確認日より耐震性が確認されている建築物を示す。

2) 民間住宅・建築物

民間住宅・建築物における「第 2 号特定建築物」は 5 棟であり、昭和 56 年以前に建設された住宅・建築物は 2 棟、昭和 57 年以降に建設された住宅・建築物は 3 棟である。したがって、耐震性を有する住宅・建築物は 3 棟であり、現状の耐震化率は 60.0%である。

民間住宅・建築物における「第2号特定建築物」の耐震化は、平成27年度までに耐震化率10割を目標に取り組むものとする。

表 4-4 「第 2 号特定建築物」の耐震化の現状(民間)

住宅・建築物の種類	総数 a=b+g	昭和 56 年以前の住宅・建築物					昭和 57 年 以降の 住宅・ 建築物	耐震性の 有無確認 住宅・ 建築物	耐震性を 有する 住宅・ 建築物	耐震化率 (%) j=i/a×100	耐震性 未確認 住宅・ 建築物
		b=d+e+f	耐震診断 実施 住宅・ 建築物 c	耐震性が 不十分な 住宅・ 建築物 d	耐震性が 確認された 住宅・ 建築物 e	耐震改修 実施 住宅・ 建築物 f					
併用住宅	1	1	—	1	—	—	—	—	—	0.0	1
店舗	1	1	—	1	—	—	—	—	—	0.0	1
事務所	3	—	—	—	—	—	3	3	3	100.0	—
合計	5	2	—	2	—	—	3	3	3	60.0	2

「耐震改修促進法」では、特定建築物の所有者は、適切に耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないと規定されている。そのため、本町は、耐震性が確認されていない 2 棟について、耐震診断および耐震改修の的確な実施を確保するために、必要があると認められる場合は、所有者に対し自主的に適切な措置が講じられるように、指導および助言を行うものとする。なお、耐震化の現状を平成 27 年度までの各年度末に公表するものとする。

表 4-5 「第 2 号特定建築物」における耐震化が必要な建築物(民間)

住宅・建築物の名称		構造	階数	延床面積 (㎡)	建築年	耐震診断		耐震改修		耐震化の方針
						状況	診断年	状況	改修年	
併用住宅	北栄牧場(旧 JA 給油所)	W	2	188.79	S56					指導・助言
店舗	旧伊藤商店 幌加内給油所	S	1	98.87	S56					指導・助言

※1 W：木造、S：鉄骨造を示す。

必要な耐震診断および耐震改修が行われていないと認められる場合で、指導に従わない所有者に対しては、指示を行い、所有者が正当な理由なく指示に従わなかった場合は、特定建築物の危険性や所有者の社会的責任などを十分に勘案して、本町のホームページ上での公表の必要性などを判断しながら「耐震改修促進法」に基づき対応するものとする。

「耐震改修促進法」に基づく指導・助言、指示などを行ったにもかかわらず、特定建築物の所有者が必要な対策を取らなかった場合には、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、「建築基準法」第10条第3項の規定に基づく命令、損傷および腐食その他劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、「建築基準法」第10条第1項の規定に基づく勧告や「建築基準法」第10条第2項の規定に基づく命令を行うことができる。本町においても、建築物の損傷、腐食その他劣化などを勘案し、そのまま放置すれば大きな被害が想定される場合には、必要な勧告などを行うことにより、安全性の確保に努めるものとする。

(3) 「第 3 号特定建築物」

公共住宅・建築物および民間住宅・建築物における「第 3 号特定建築物」について、該当する住宅・建築物はない。

4-4 「公共住宅・建築物」における耐震化の取り組み方針

(1) 「住宅」

公共住宅・建築物における「住宅」は 132 棟であり、昭和 56 年以前に建設された住宅は 75 棟、昭和 57 年以降に建設された住宅は 57 棟である。昭和 56 年以前に建設された住宅のうち、建築確認日より耐震性が確認されている住宅は 5 棟である。したがって、耐震性を有する住宅は 62 棟であり、現状の耐震化率は 47.0%である。

公共住宅・建築物における「住宅」の耐震化は、平成 27 年度までに耐震化率 10 割を目標に取り組むものとする。その目標に向けて、耐震性が確認されていない 70 棟については、国の補助事業などを活用し耐震診断を実施し、耐震性が不十分な場合は耐震補強などを行い、耐震化が図れるように努めるものとする。

表 4-6 「住宅」における耐震化の現状(公共)

住宅の種類	総数 a=b+g	昭和 56 年以前の住宅					昭和 57 年 以降の 住宅 g	耐震性の 有無確認 住宅 h=c+g	耐震性を 有する 住宅 i=e+f+g	耐震化率 (%) j=i/a×100	耐震性 未確認 住宅 k=a－h
		耐震診断	耐震性が	耐震性が	耐震改修						
		実施	不十分な	確認された	実施						
		住宅	住宅	住宅	住宅						
c	d	e	f								
公営住宅	96(4)	55(4)	4(4)	51	4(4)	－	41	45(4)	45(4)	46.9	51
職員住宅	17	13	－	13	－	－	4	4	4	23.5	13
教職員住宅	17(1)	6(1)	1(1)	5	1(1)	－	11	12(1)	12(1)	70.6	5
寄宿舍	2	1	－	1	－	－	1	1	1	50.0	1
合計	132(5)	75(5)	5(5)	70	5(5)	－	57	62(5)	62(5)	47.0	70

※1 ()内は内数とし、昭和 56 年以前に建設された建築物のうち、建築確認日より耐震性が確認されている建築物を示す。

表 4-7 「住宅」における耐震化が必要な建築物(公共) (その 1)

住宅の名称		構造	階数	延床面積 (m ²)	建築年	耐震診断		耐震改修		耐震化の方針
						状況	診断年	状況	改修年	
公営住宅	緑ヶ丘団地 1・2 号	CB	1	114.14	S52	－	－	－	－	建替予定
	緑ヶ丘団地 3・4 号	CB	1	114.14	S52	－	－	－	－	建替予定
	緑ヶ丘団地 5・6 号	CB	1	114.14	S52	－	－	－	－	建替予定
	緑ヶ丘団地 7・8 号	CB	1	114.14	S52	－	－	－	－	建替予定
	緑ヶ丘団地 9・10 号	CB	1	114.14	S52	－	－	－	－	建替予定
	緑ヶ丘団地 11・12 号	CB	1	105.02	S49	－	－	－	－	建替予定
	緑ヶ丘団地 13・14 号	CB	1	105.02	S49	－	－	－	－	建替予定
	緑ヶ丘団地 15・16 号	CB	1	105.02	S49	－	－	－	－	建替予定
	緑ヶ丘団地 17・18 号	CB	1	105.02	S49	－	－	－	－	建替予定
	緑ヶ丘団地 19・20 号	CB	1	105.02	S49	－	－	－	－	建替予定
	緑ヶ丘団地 21・22 号	CB	1	105.02	S49	－	－	－	－	建替予定
	緑ヶ丘団地 23・24 号	CB	1	87.58	S43	－	－	－	－	建替予定
	緑ヶ丘団地 25・26 号	CB	1	87.58	S43	－	－	－	－	建替予定
	緑ヶ丘団地 27・28 号	CB	1	87.58	S43	－	－	－	－	建替予定
	緑ヶ丘団地 29・30 号	CB	1	87.58	S44	－	－	－	－	建替予定
	緑ヶ丘団地 31・32 号	CB	1	87.58	S44	－	－	－	－	建替予定
	緑ヶ丘団地 33・34 号	CB	1	87.58	S44	－	－	－	－	建替予定
	緑ヶ丘団地 35・36 号	CB	1	104.94	S43	－	－	－	－	建替予定
	緑ヶ丘団地 37・38 号	CB	1	104.94	S44	－	－	－	－	建替予定
	緑ヶ丘団地 39・40 号	CB	1	104.94	S45	－	－	－	－	建替予定
	緑ヶ丘団地 41・42 号	CB	1	90.81	S44	－	－	－	－	建替予定
	緑ヶ丘団地 43・44 号	CB	1	90.81	S44	－	－	－	－	建替予定
	緑ヶ丘団地 45・46 号	CB	1	87.58	S45	－	－	－	－	建替予定

※1 CB：コンクリートブロック造を示す。

表 4-8 「住宅」における耐震化が必要な建築物(公共) (その 2)

住宅の名称		構造	階数	延床面積 (m ²)	建築年	耐震診断		耐震改修		耐震化の方針
						状況	診断年	状況	改修年	
公営住宅	緑ヶ丘団地 47・48 号	CB	1	87.58	S45	－	－	－	－	建替予定
	緑ヶ丘団地 49・50 号	CB	1	87.58	S45	－	－	－	－	建替予定
	緑ヶ丘団地 51・52 号	CB	1	76.68	S45	－	－	－	－	建替予定
	緑ヶ丘団地 53・54 号	CB	1	76.68	S44	－	－	－	－	建替予定
	緑ヶ丘団地 55・56 号	CB	1	76.68	S44	－	－	－	－	建替予定
	緑ヶ丘団地 57・58 号	CB	1	125.98	S55	－	－	－	－	建替予定
	緑ヶ丘団地 59・60 号	CB	1	125.98	S55	－	－	－	－	建替予定
	緑ヶ丘団地 61・62 号	CB	1	125.98	S55	－	－	－	－	建替予定
	緑ヶ丘団地 63・64 号	CB	1	125.98	S55	－	－	－	－	建替予定
	緑ヶ丘団地 65・66 号	CB	1	125.98	S55	－	－	－	－	建替予定
	旭団地 201・202 号	CB	1	54.45	S34	－	－	－	－	取壊予定
	旭団地 219・220 号	CB	1	78.07	S41	－	－	－	－	取壊予定
	旭団地 221・222 号	CB	1	78.07	S41	－	－	－	－	取壊予定
	旭団地 223・224 号	CB	1	78.07	S41	－	－	－	－	取壊予定
	旭団地 225・226 号	CB	1	78.07	S41	－	－	－	－	取壊予定
	政和団地 301・302 号	CB	1	110.30	S51	－	－	－	－	取壊予定
	政和団地 303・304 号	CB	1	110.30	S51	－	－	－	－	取壊予定
	政和団地 305・306 号	CB	1	110.30	S51	－	－	－	－	取壊予定
	政和団地 311・312 号	CB	1	124.78	S54					耐震診断予定
	政和団地 313・314 号	CB	1	124.78	S54					耐震診断予定
	政和団地 315・316 号	CB	1	124.78	S54					耐震診断予定
	添牛内団地 369・370 号	CB	1	105.02	S49	－	－	－	－	取壊予定
	添牛内団地 371・372 号	CB	1	105.02	S49	－	－	－	－	取壊予定

※1 CB：コンクリートブロック造を示す。

表 4-9 「住宅」における耐震化が必要な建築物(公共) (その 3)

住宅の名称		構造	階数	延床面積 (m ²)	建築年	耐震診断		耐震改修		耐震化の方針
						状況	診断年	状況	改修年	
公営住宅	下幌加内団地 501・502 号	PC	1	125.96	S55					耐震診断予定
	下幌加内団地 503・504 号	PC	1	125.96	S55	－	－	－	－	取壊予定
	沼牛町有建物 18・19 号	W	1	105.78	S39	－	－	－	－	取壊予定
	添牛内賃貸 82・83 号	W	1	145.44	S53					耐震診断予定
	母子里賃貸 155・156 号	W	1	145.39	S54	－	－	－	－	取壊予定
職員住宅	職員住宅 2 号	W	2	101.70	S47	－	－	－	－	取壊予定
	職員住宅 3 号	W	1	84.68	S46	－	－	－	－	取壊予定
	職員住宅 8 号	W	1	71.28	S50					耐震診断予定
	職員住宅 11・12 号	W	1	111.78	S43	－	－	－	－	取壊予定
	職員住宅 13・14 号	W	1	112.00	S44	－	－	－	－	取壊予定
	職員住宅 17 号	W	1	86.77	S40	－	－	－	－	取壊予定
	職員住宅 22・23 号	W	1	115.42	S51					耐震診断予定
	職員住宅 32・33 号	W	1	111.78	S41	－	－	－	－	取壊予定
	職員住宅 34・35 号	W	1	111.78	S42	－	－	－	－	取壊予定
	職員住宅 133・134 号	W	2	174.42	S48					耐震診断予定
	職員住宅 1 号	B	2	123.23	S36	－	－	－	－	建替予定
	医師住宅 1	W	1	79.38	S55	－	－	－	－	建替予定
	医師住宅 2	W	2	99.37	S46	－	－	－	－	建替予定
教職員住宅	旧政和小学校教職員住宅 10 号	W	1	73.71	S54	－	－	－	－	取壊予定
	朱鞠内小学校職員住宅 92・93 号	W	1	145.39	S55					耐震診断予定
	幌加内中学校職員住宅 52・53 号	W	1	145.40	S53	－	－	－	－	建替予定
	幌加内中学校職員住宅 55・56 号	W	1	145.39	S54	－	－	－	－	建替予定
	幌加内中学校職員住宅 57・58 号	W	1	157.50	S55	－	－	－	－	建替予定
寄宿舎	職員寮(看舎)	W	2	206.06	S48	－	－	－	－	建替予定

※1 W：木造、PC：プレキャストコンクリート造、B：ブロック造を示す。

(2) 「その他の多数の者が利用する建築物」

公共住宅・建築物における「その他の多数の者が利用する建築物」は 73 棟であり、昭和 56 年以前に建設された建築物は 30 棟、昭和 57 年以降に建設された建築物は 43 棟である。昭和 56 年以前に建設された建築物のうち、建築確認日より耐震性が確認されている建築物は 2 棟である。したがって、耐震性を有する建築物は 45 棟であり、現状の耐震化率は 61.6% である。

公共住宅・建築物における「その他の多数の者が利用する建築物」の耐震化は、平成 27 年度までに耐震化率 10 割を目標に取り組むものとする。その目標に向けて、耐震性が確認されていない 28 棟については、国の補助事業などを活用し耐震診断を実施し、耐震性が不十分な場合は耐震補強などを行い、耐震化が図れるように努めるものとする。

災害時における公共建築物は、庁舎などは防災拠点施設、学校・体育館・集会場などは避難施設、病院・診療所などは救護施設の役割を果たすことになり、防災の観点から重要な施設が多いため、率先して耐震化が図れるように努めるものとする。

表 4-10 「その他の多数の者が利用する建築物」における耐震化の現状(公共)

建築物の種類	総数 a=b+g	昭和 56 年以前の建築物					昭和 57 年 以降の 建築物 g	耐震性の 有無確認 建築物 h=c+g	耐震性を 有する 建築物 i=e+f+g	耐震化率 (%) j=i/a×100	耐震性 未確認 建築物 k=a-h
		b=d+e+f	耐震診断 実施 建築物 c	耐震性が 不十分な 建築物 d	耐震性が 確認された 建築物 e	耐震改修 実施 建築物 f					
庁舎	1	—	—	—	—	—	1	1	1	100.0	—
高等学校	1	—	—	—	—	—	1	1	1	100.0	—
学校体育館	4	2	—	2	—	—	2	2	2	50.0	2
公共体育館	3	3	—	3	—	—	—	—	—	0.0	3
老人福祉施設	3	—	—	—	—	—	3	3	3	100.0	—
病院・診療所	3	1	—	1	—	—	2	2	2	66.7	1
集会場	18(2)	13(2)	2(2)	11	2(2)	—	5	7(2)	7(2)	38.9	11
宿泊施設	6	3	—	3	—	—	3	3	3	50.0	3
研修施設	2	—	—	—	—	—	2	2	2	100.0	—
店舗	2	—	—	—	—	—	2	2	2	100.0	—
公衆浴場	1	—	—	—	—	—	1	1	1	100.0	—
事務所	19	5	—	5	—	—	14	14	14	73.7	5
工場	3	2	—	2	—	—	1	1	1	33.3	2
作業場	7	1	—	1	—	—	6	6	6	85.7	1
合計	73(2)	30(2)	2(2)	28	2(2)	—	43	45(2)	45(2)	61.6	28

※1 ()内は内数とし、昭和 56 年以前に建設された建築物のうち、建築確認日より耐震性が確認されている建築物を示す。

表 4-11 「その他の多数の者が利用する建築物」における耐震化が必要な建築物(公共)

建築物の名称		構造	階数	延床面積 (m ²)	建築年	耐震診断		耐震改修		耐震化の方針
						状況	診断年	状況	改修年	
学校体育館	幌加内小学校 体育館	S	2	753.06	S45					耐震診断予定
	幌加内中学校 体育館	SRC	2	904.00	S53					耐震診断予定
公共体育館	沼牛研修センター	SRC	2	561.40	S54					耐震診断予定
	政和研修センター	SRC	2	620.55	S55					耐震診断予定
	母子里研修センター	SRC	2	546.49	S55	－	－	－	－	H21 売却予定
病院・診療所	幌加内町国民健康保険病院	RC	2	2,289.70	S48					耐震診断予定
集会場	幌加内町中央生活改善センター	S	2	1,149.12	S44					耐震診断予定
	沼牛生活改善センター	S	2	249.28	S53					耐震診断予定
	下幌加内生活改善センター	W	2	137.70	S42					耐震診断予定
	朱鞠内コミュニティセンター	RC	2	1,106.04	S49					耐震診断予定
	沼牛会館	CB	2	145.75	S54					耐震診断予定
	新成生会館	W	2	155.68	S53					耐震診断予定
	弥運内会館	W	2	90.68	S54					耐震診断予定
	長留内会館	W	1	273.89	S27					耐震診断予定
	東栄会館	W	2	144.50	S53					耐震診断予定
	振興会館	W	2	144.09	S53					耐震診断予定
	上幌加内会館	W	2	230.21	S54					耐震診断予定
宿泊施設	レークハウス	RC	2	588.63	S52					耐震診断予定
	朱鞠内研修センター	RC	2	586.79	S54					耐震診断予定
	ほろたちスキー場	S	2	1,004.05	S50					耐震診断予定
事務所	地区労務所	W	2	193.19	S42					耐震診断予定
	雨煙内ダム 管理棟	RC	2	77.52	S51					耐震診断予定
	幌加内町民プール 管理棟	W	1	74.52	S52					耐震診断予定
	幌加内町山村広場 管理棟	W	1	99.25	S55					耐震診断予定
	添牛内消防団員詰所	W	1	150.57	S54					耐震診断予定
工場	学校給食センター	S	1	246.99	S54					耐震診断予定
	旧沼牛団員詰所	W	2	88.29	S55					耐震診断予定
作業場	朱鞠内湖畔炊事場 1	S	1	42.90	S50					耐震診断予定

※1 W：木造、RC：鉄筋コンクリート造、S：鉄骨造、SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造、CB：コンクリートブロック造を示す。

(3) 「ライフライン施設」

公共住宅・建築物における「ライフライン施設」は 9 棟であり、昭和 56 年以前に建設された建築物は 1 棟、昭和 57 年以降に建設された建築物は 8 棟である。昭和 57 年以降に建設された建築物のうち「浄水場 1 棟」は、昭和 45 年建設の濾過地水槽を基礎としているため、耐震性が不十分なものとする。したがって、耐震性を有する建築物は 7 棟であり、現状の耐震化率は 77.8%である。

公共住宅・建築物における「ライフライン施設」の耐震化は、平成 27 年度までに耐震化率 10 割を目標に取り組むものとする。その目標に向けて、耐震性が確認されていない 2 棟については、国の補助事業などを活用し耐震診断を実施し、耐震性が不十分な場合は耐震補強などを行い、耐震化が図れるように努めるものとする。

災害時における「ライフライン施設」は、重要な役割を果たすことになるため、率先して耐震化が図れるように努めるものとする。

表 4-12 「ライフライン施設」における耐震化の現状(公共)

建築物の種類	総数 a=b+g	昭和 56 年以前の建築物					昭和 57 年 以降の 建築物 g	耐震性の 有無確認 建築物 h=c+g	耐震性を 有する 建築物 i=e+f+g	耐震化率 (%) j=i/a×100	耐震性 未確認 建築物 k=a-h
		b=d+e+f	耐震診断 実施 建築物 c	耐震性が 不十分な 建築物 d	耐震性が 確認された 建築物 e	耐震改修 実施 建築物 f					
ごみ焼却施設	1	—	—	—	—	—	1	1	1	100.0	—
浄水場	5	1	—	1	—	—	4※1	3※1	3※1	75.0	2※1
下水処理場	1	—	—	—	—	—	1	1	1	100.0	—
火葬場	1	—	—	—	—	—	1	1	1	100.0	—
テレビ中継局	1	—	—	—	—	—	1	1	1	100.0	—
合計	9	1	—	1	—	—	8	7	7	77.8	2

※1 昭和 57 年以降に建設された建築物のうち「浄水場 1 棟」は、昭和 45 年建設の濾過地の水槽を基礎としているため、耐震性が不十分なものとする。

表 4-13 「ライフライン施設」における耐震化が必要な建築物(公共)

建築物の名称		構造	階数	延床面積 (m ²)	建築年	耐震診断		耐震改修		耐震化の方針
						状況	診断年	状況	改修年	
浄水場	幌加内簡易水道施設(浄水場上屋)	CB	1	27.74	S45					耐震診断予定
	幌加内簡易水道施設(濾過地上屋)	S	1	154.85	H11※2					耐震診断予定

※1 S：鉄骨造、CB：コンクリートブロック造を示す。

※2 昭和 57 年以降に建設された建築物のうち「幌加内官位水道施設(濾過地上屋)」は、昭和 45 年建設の濾過地の水槽を基礎としているため、耐震性が不十分なものとする。

(4) 「避難施設」

公共住宅・建築物における「避難施設」は 21 棟であり、昭和 56 年以前に建設された建築物は 14 棟、昭和 57 年以降に建設された建築物は 7 棟である。昭和 56 年以前に建設された建築物のうち、建築確認日より耐震性が確認されている建築物は 2 棟である。したがって、耐震性を有する建築物は 9 棟であり、現状の耐震化率は 42.9%である。

公共住宅・建築物における「避難施設」の耐震化は、平成 27 年度までに耐震化率 10 割を目標に取り組むものとする。その目標に向けて、耐震性が確認されていない 12 棟については、国の補助事業などを活用し耐震診断を実施し、耐震性が不十分な場合は耐震補強などを行い、耐震化が図れるように努めるものとする。なお、本節の棟数は、「4-3 「特定建築物」における耐震化の取り組み方針 (1)「第 1 号特定建築物」 (2)「第 2 号特定建築物」および「4-4 「公共住宅・建築物」における耐震化の取り組み方針 (2)「その他の多数の者が利用する建築物」」に含まれている。

災害時における「避難施設」は、重要な役割を果たすことになるため、率先して耐震化が図れるように努めるものとする。

表 4-14 「避難施設」における耐震化の現状(公共)

建築物の種類	総数 a=b+g	昭和 56 年以前の建築物					昭和 57 年 以降の 建築物 g	耐震性の 有無確認 建築物 h=c+g	耐震性を 有する 建築物 i=e+f+g	耐震化率 (%) j=i/a×100	耐震性 未確認 建築物 k=a-h
		b=d+e+f	耐震診断 実施 建築物 c	耐震性が 不十分な 建築物 d	耐震性が 確認された 建築物 e	耐震改修 実施 建築物 f					
小学校	2(1)	1(1)	1(1)	—	1(1)	—	1	2(1)	2(1)	100.0	—
中学校	1	1	—	1	—	—	—	—	—	0.0	1
高等学校	1	—	—	—	—	—	1	1	1	100.0	—
集会場	17(1)	12(1)	1(1)	11	1(1)	—	5	6(1)	6(1)	35.3	11
合計	21(2)	14(2)	2(2)	12	2(2)	—	7	9(2)	9(2)	42.9	12

※1 ()内は内数とし、昭和 56 年以前に建設された建築物のうち、建築確認日より耐震性が確認されている建築物を示す。

表 4-15 耐震化が必要な「避難施設」(公共)

建築物の名称			構造	階数	延床面積 (m ²)	建築年	耐震診断		耐震改修		耐震化の方針
							状況	診断年	状況	改修年	
集会場	1	下幌加内生活改善センター	W	2	137.70	S42					耐震診断予定
集会場	2	沼牛生活改善センター	S	2	249.28	S53					耐震診断予定
集会場	3	沼牛会館	CB	2	145.75	S54					耐震診断予定
集会場	4	新成生会館	W	2	155.68	S53					耐震診断予定
集会場	5	弥運内会館	W	2	90.68	S54					耐震診断予定
集会場	6	長留内会館	W	1	273.89	S27					耐震診断予定
中学校	8	幌加内中学校 校舎	RC	2	2,580.55	S50					耐震診断予定
集会場	9	幌加内町中央生活改善センター	S	2	1,149.12	S44					耐震診断予定
集会場	14	東栄会館	W	2	144.50	S53					耐震診断予定
集会場	15	振興会館	W	2	144.09	S53					耐震診断予定
集会場	16	上幌加内会館	W	2	230.21	S54					耐震診断予定
集会場	20	朱鞠内コミュニティセンター	RC	2	1,106.04	S49					耐震診断予定

※1 W：木造、RC：鉄筋コンクリート造、S：鉄骨造、CB：コンクリートブロック造を示す。

4-5 「民間住宅・建築物」における耐震化の取り組み方針

(1) 耐震化へ向けた総合的な取り組み

民間住宅・建築物の耐震化を図るため、以下に示す３点から総合的に取り組むものとする。

1. 耐震化に係わる啓発など
2. 所有者への指導など
3. 耐震診断・耐震改修に対する支援など

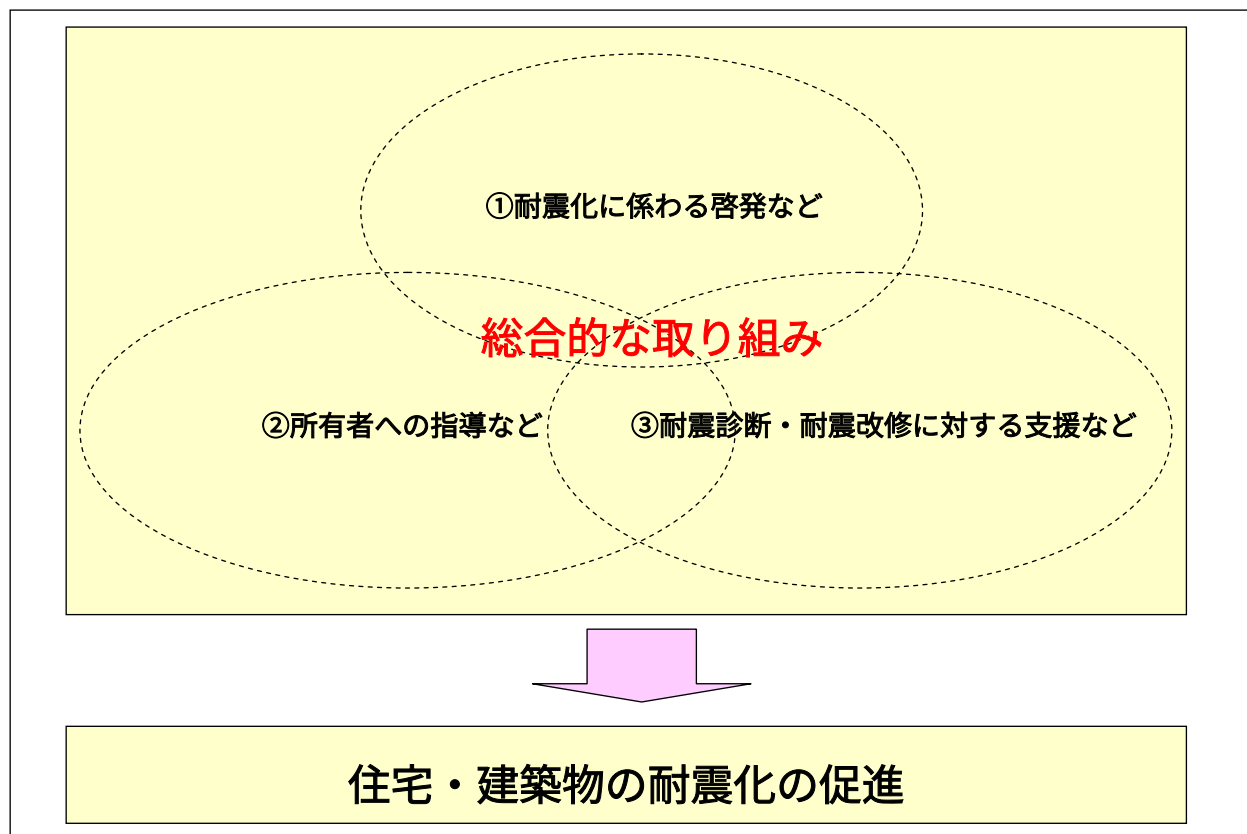


図 4-2 耐震化へ向けた総合的な取り組み

(2) 耐震診断および耐震改修に関する基本的な方針

住宅・建築物の所有者は、地域防災対策が自らの安全につながるとともに、都市機能の保持にも大きく影響することを認識し、主体的に住宅・建築物の耐震化に取り組むことが重要である。住宅・建築物は、地域社会を構成する住民の生活基盤、企業などにおいては経済活動の基盤であり、その耐震改修を促進することは、災害に強い町づくりを行ううえで不可欠である。そのため、耐震診断、耐震改修を促進するために必要な支援を検討するものとする。

(3) 耐震化を促進すべき「住宅」

民間住宅・建築物における「住宅」は 836 棟であり、昭和 56 年以前に建設された住宅は 606 棟、昭和 57 年以降に建設された住宅は 230 棟である。したがって、耐震性を有する住宅は 230 棟であり、現状の耐震化率は 27.5%である。平成 27 年度までに耐震化を 9 割とするためには、293 棟の耐震化が必要である。

表 4-16 「住宅」における耐震化の現状(民間)

住宅の種類	総数	昭和 56 年以前の住宅					昭和 57 年 以降の 住宅	耐震性の 有無確認 住宅	耐震性を 有する 住宅	耐震化率 (%)	耐震性 未確認 住宅
		耐震診断	耐震性が	耐震性が	耐震改修						
		実施	不十分な	確認された	実施						
		住宅	住宅	住宅	住宅						
	a=b+g	b=d+e+f	c	d	e	f	g	h=c+g	i=e+f+g	j=i/a×100	k=a－h
戸建て住宅など	835	606	—	606	—	—	229	229	229	27.4	606
共同住宅など	1	—	—	—	—	—	1	1	1	100.0	—
合計	836	606	—	606	—	—	230	230	230	27.5	606

※1 「戸建て住宅など」は、専用住宅、併用住宅を示す。

※2 「共同住宅など」は、共同住宅を示す。

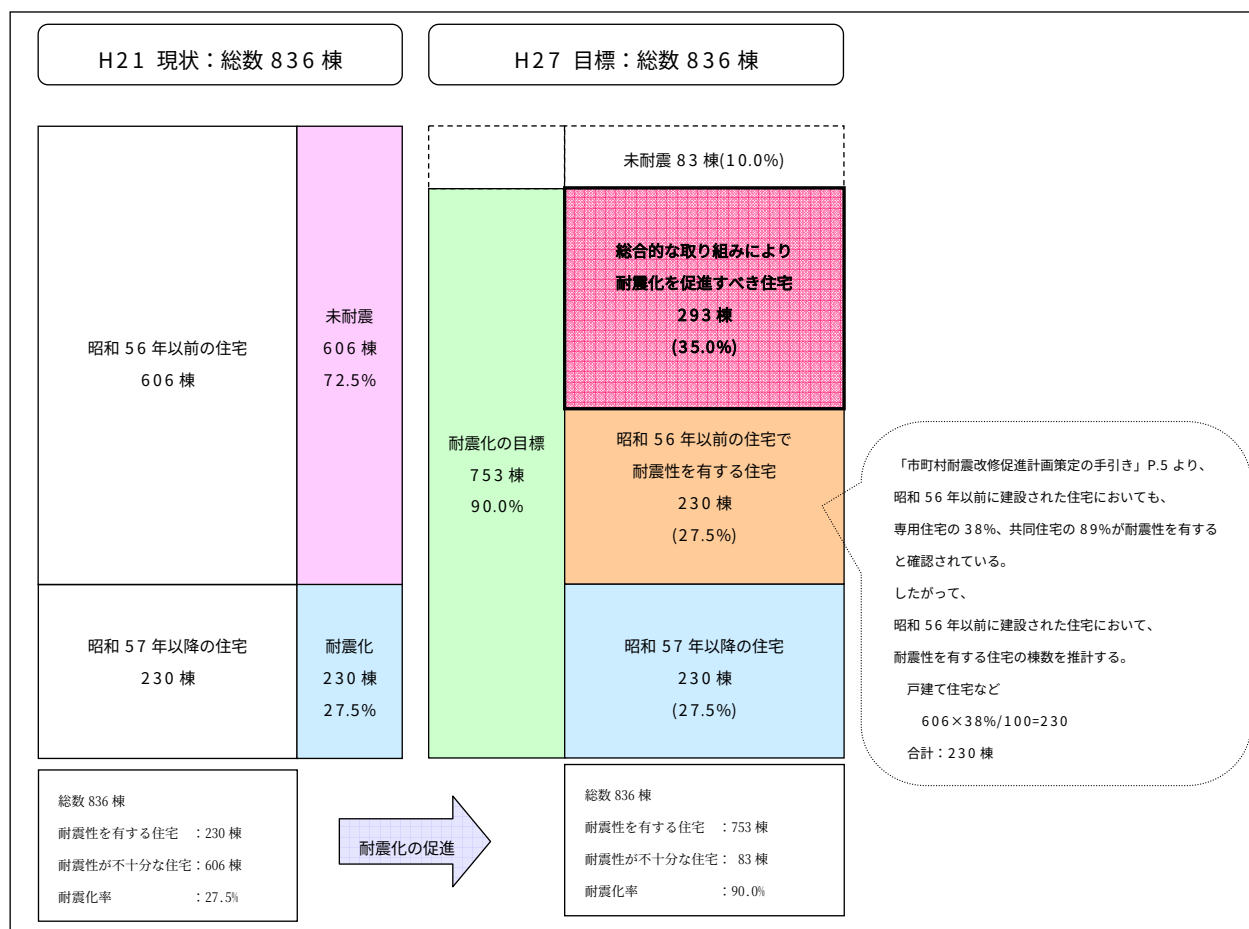


図 4-3 「住宅」における耐震化の現状と目標(民間)

(4) 耐震化を促進すべき「その他の多数の者が利用する建築物」

民間住宅・建築物における「その他の多数の者が利用する建築物」は 57 棟であり、昭和 56 年以前に建設された建築物は 43 棟、昭和 57 年以降に建設された建築物は 14 棟である。したがって、耐震性を有する建築物は 14 棟であり、現状の耐震化率は 24.6%である。平成 27 年度までに耐震化を 9 割とするためには、36 棟の耐震化が必要である。

表 4-17 「その他の多数の者が利用する建築物」における耐震化の現状(民間)

建築物の種類	総数 a=b+g	昭和 56 年以前の建築物				昭和 57 年 以降の 建築物 g	耐震性の 有無確認 建築物 h=c+g	耐震性を 有する 建築物 i=e+f+g	耐震化率 (%) j=i/a×100	耐震性 未確認 建築物 k=a-h
		b=d+e+f	耐震診断 実施 建築物 c	耐震性が 不十分な 建築物 d	耐震性が 確認された 建築物 e					
店舗	14	14	—	14	—	—	—	—	0.0	14
事務所	29	17	—	17	—	12	12	12	41.4	17
工場	14	12	—	12	—	2	2	2	14.3	12
合計	57	43	—	43	—	14	14	14	24.6	43

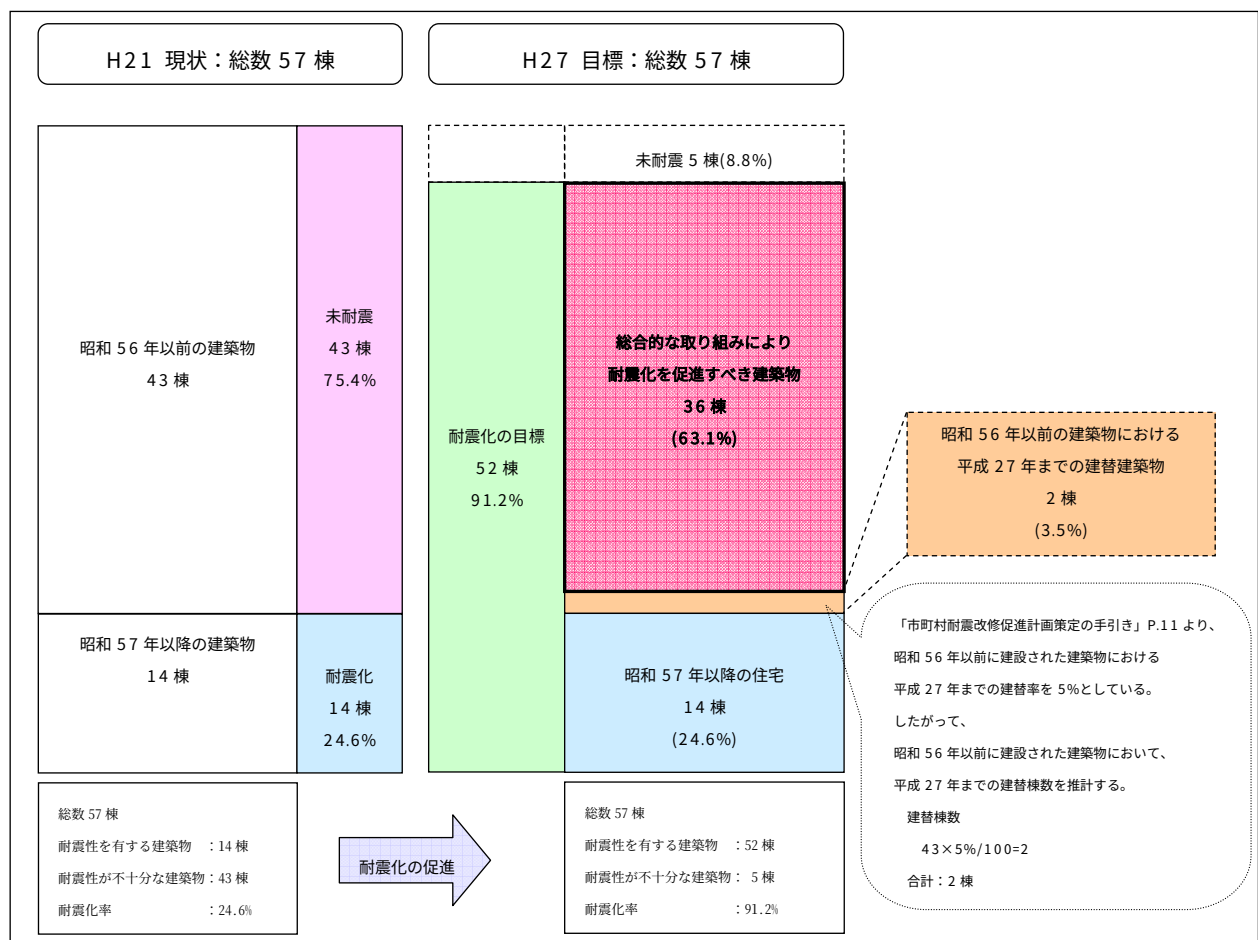


図 4-4 「その他多数のものが利用する建築物」における耐震化の現状と目標(民間)

5 住宅・建築物の耐震化を促進するための施策

5-1 住宅・建築物の耐震化を促進するための施策の体系

(1) 耐震診断および耐震改修に関わる相談体制の整備

北海道および建築関係団体と相互に連携し、町民に対してきめ細かな相談対応が図れるよう、役場庁舎内に相談窓口を設置するものとする。

1) 相談窓口の充実

相談窓口を設置し、空知支庁建築指導課、(財)北海道建築指導センターと連携し、専門家による対応を行うものとする。耐震化に係わる相談のみならず、従前から行っている住宅に関する一般的な相談やリフォームに関する相談なども含めた総合的な相談窓口とするものとする。

また、近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅の所有者が安心して耐震改修を実施できる環境整備を行うものとする。

2) 相談員の資質向上

相談員の資質向上を図るため、北海道および(財)北海道建築指導センターと連携し、技術研修会を実施するものとする。また、相談窓口において、「無料耐震診断」を実施するため、耐震診断プログラム研修会などに参加するものとする。

(2) 耐震診断および耐震改修に関わる情報提供の充実

建築関係団体および相談窓口などを通じて、耐震診断および耐震改修に係わる情報提供や地震防止パンフレットなど普及・啓発ツールの配布など耐震促進に係わる情報の提供を行うものとする。

1) 情報提供の充実

情報提供の体制として、住宅取得者など消費者が望む多様な選択肢から自己ニーズを的確に実現できるように、役場庁舎内に相談窓口を設置し、住宅や町づくりに関する各種情報の提供を行うものとする。

また、住宅の所有者や技術者向けの耐震診断および耐震改修の講習会やセミナーなどを開催、インターネットを活用し住宅に関する身近な情報の提供を行うものとする。「本計画」の中で策定された「揺れやすさマップ」および「危険度マップ」を有効に活用し情報の提供を行うものとする。

(3) 耐震診断および耐震改修の促進のための所有者への支援

住宅・建築物の耐震化は一義的には所有者の責務として実施すべきであるが、住宅について、その費用負担が耐震化を阻害する一因ともなりうることから、耐震診断および耐震改修の促進を図るために所有者に対して支援を行うものとする。また、税制優遇措置や国の補助事業に関する情報を提供することにより、耐震診断および耐震改修の促進を図るものとする。

1) 住宅の耐震診断の実施

住宅の耐震化を進める上で、まず耐震診断を行う必要がある。耐震診断には、簡易診断、一般診断、精密診断がある。簡易診断は、行政や一般向けに普及しているものであり、所有者自身が手順に従って診断できる方法である。また、一般診断は通常、建築士や工務店などの専門家が有料で現地調査を行って老朽度や壁量などから必要な耐力を判定するものである。

現在、北海道では、戸建て木造住宅を対象とした「一般診断プログラム」を活用した「無料耐震診断」を実施している。本町においても、戸建て木造住宅を対象とした「無料耐震耐震診断」を実施し、耐震改修の必要性について普及・啓発を図るものとする。

2) 住宅の耐震改修に関わる支援

住宅の耐震診断の結果、倒壊のおそれがあると判断された住宅については、耐震改修を行う必要があるが、所有者などに相当な費用負担が生じることから自主的に耐震改修を行うことが困難な状況である。そのため、税制優遇措置や国の補助事業を活用するなどして所有者負担の軽減を図るものとする。

(4) 住宅売買時における耐震化の促進

宅地建物取引業者に対して、住宅の売買時に説明を義務づけられている重要事項の項目は、宅地建物取引業法に規定されているが、平成18年度から、中古住宅の売買などで、取引の対象となる建築物の耐震診断結果がある場合には、その内容を重要事項として説明することが追加された。

また、中古住宅を取得する場合、旧耐震基準の住宅であっても耐震性があると確認されるものについては、建設年にかかわらず住宅ローン減税を受けることができる。

既存住宅取得者が耐震性能や減税措置の有無など、適切な情報を得た上で契約できるよう、宅地建物取引業者や町民に対して、知識の普及・啓発を図るものとする。

(5) 地震時の総合的な住宅・建築物の安全対策の推進

これまでの地震被害は、建築物の構造に起因する建物倒壊のほかに、室内家具の転倒、ブロック塀の倒壊、窓ガラスの落下、地盤の液状化現象などの被害も多く発生している。したがって、地震による人的被害や財産の被害を防止するためには、建築物の構造を耐震化するだけでは十分であるとはいえない。このため、以下の安全対策について促進を図るものとする。

1) 家具の転倒防止対策

家具などの転倒による被害を軽減するため、所有者に対して、家具の固定方法などについて普及・啓発を図るものとする。

2) ブロック塀の倒壊防止

地震によるブロック塀、石塀、門柱、自動販売機などの倒壊を防止するため、市街地で主要な道路やスクールゾーンに面する既存ブロック塀などにあっては、防災パトロールなどを通じて、点検・補強の指導を行うとともに、新規に施工・設置する場合には、施工・設置基準などを遵守をさせるなど、安全性の確保について普及・啓発を図るものとする。

3) 窓ガラスなどの落下物対策

地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要な道路などに面する地上3階建て以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物などで落下のおそれのあるものについて、必要に応じて、建築物の所有者などに対して改善指導を行うものとする。

4) 敷地の安全対策

これまでの大規模地震により、敷地の崩落などによる被害が発生していることから、敷地に設置されている擁壁の点検などの指導、新規に擁壁を設置する場合における設置基準の周知などを行い、敷地の安全対策に関する知識の普及・啓発を図るものとする。

また、がけ地の崩壊などで危険を及ぼすおそれのある区域においては、必要に応じて、建築物の建築制限の検討を図るものとする。また、既存建築物については、国の補助事業を用いて安全な場所への移転促進の検討を図るものとする。

5) 大規模空間の天井崩落対策

平成15年の十勝沖地震では、空港ターミナルビルの天井が崩落する被害が生じ、これを受けて、天井と壁のクリアランスの確保や天井吊りボルトの振れ止めなどの「大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策について(技術的助言)」が国土交通省から出されている。

このことから、技術的助言に基づき町有施設の対策を講じるとともに、建築物の所有者などに対して安全対策の普及・啓発を図るものとする。

6) エレベーターの閉じ込め対策

平成17年の千葉県北西部を震源とする地震により、首都圏の約64,000台のエレベーターが運転休止し、78台において閉じ込め事故が発生した。これらのエレベーターの7割以上が震度4以下の地域にあったものであり、比較的震度が小さかったにもかかわらず、多くの閉じ込め事故や運転休止が生じたことが大きな社会問題となった。

このようなことから、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止のため、地震の初期振動を感知し、最寄階に停止させドアを開放する「地震時管制運転装置」の設置が、「建築基準法」の改正により義務化されることとなった。

既存のエレベーターについても、「地震時管制運転装置」の設置についての普及・啓発を行い、「建築基準法」によるエレベーターの定期検査の機会を捉え、現行指針に適合しないエレベーターについて地震時のリスクなどを建築物の所有者などに周知するなど、耐震安全性の確保の促進を図るものとする。

5-2 住宅・建築物の地震防災対策に関する啓発および知識の普及

(1) 地震防災マップの作成・公表

本町において想定される地震による震度「揺れやすさマップ」や、それによる被害状況「危険度マップ」を有効に活用し、避難施設や緊急輸送道路などを示した総合的な「地震防災マップ」を作成し公表するものとする。「地震防災マップ」は、町内広報誌やホームページなどで公表するなどして、周知や啓発を行うものとする。

(2) 住宅・建築物の地震防災対策普及ツールの作成・配布

「地震防災マップ」の作成・公表とあわせて、住宅・建築物の耐震診断および耐震改修などの必要性や効果、住宅リフォーム全般に関するポイントや手順について普及・啓発を図るものとする。そのため、住宅・建築物の耐震化の促進に向けた一般普及・啓発パンフレットやポスターなど住宅・建築物の地震防災対策普及ツールを作成し、建築関係団体と連携しながら相談窓口や住宅関連イベントなどを通じて配布するものとする。

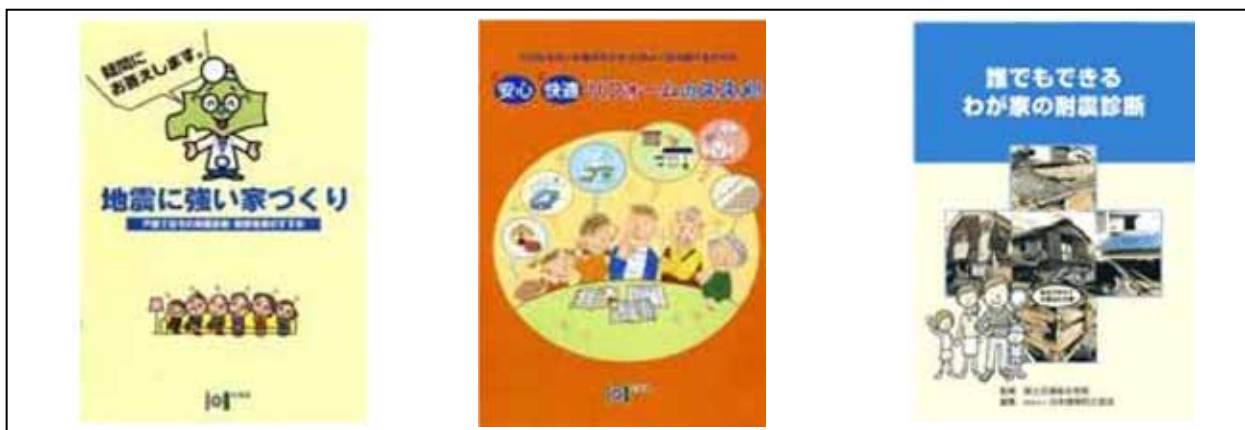


図 5-1 普及・啓発パンフレット

(3) 一般向けセミナーなどの開催

住宅の耐震診断および耐震改修の必要性や効果についての普及を図るため、建築関係団体などと連携し、一般向けリフォームセミナーなどを開催するものとする。

また、リフォーム工事や増改築工事は、耐震改修を実施する好機であることから、これらの工事とあわせて耐震改修が行われるように、所有者などに対してリフォームセミナーなどの開催を通じて普及・啓発を図るものとする。

(4) 町内会などとの連携

地域において町内会などは、災害時の対応において重要な役割を果たすほか、平時における地震時の危険箇所の点検や、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動を行うことが期待される。

そのためには、防災担当部局と連携を図りながら、地域に根ざした専門家や自主防災組織の育成、NPOとの連携など幅広い取り組みを行うことが必要である。

このような地域単位の取り組みを支援する施策を講じるとともに、北海道、町内会、自主防災組織、NPO、建築関係団体などと連携し、住宅・建築物の地震防災対策普及ツールの配布や必要な情報提供などを行うものとする。

6 参考資料

6-1 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」

建築物の耐震改修の促進に関する法律

(平成七年十月二十七日法律第百二十三号)

最終改正：平成一八年六月二日法律第五〇号

- 第一章 総則（第一条―第三条）
- 第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等（第四条・第五条）
- 第三章 特定建築物に係る措置（第六条・第七条）
- 第四章 建築物の耐震改修の計画の認定（第八条―第十二条）
- 第五章 建築物の耐震改修に係る特例（第十三条―第十六条）
- 第六章 耐震改修支援センター（第十七条―第二十七条）
- 第七章 罰則（第二十八条―第三十条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県耐震改修促進計画等）

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

- 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 三 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十条に規定する認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
- 三 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 四 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社及びその設立団体（地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第四条第二項に規定する設立団体をいい、当該都道府県を除く。）の長の同意を得なければならない。
- 五 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 六 前三項の規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。
- 七 市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。
- 八 市町村は、前項の計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 特定建築物に係る措置

（特定建築物の所有者の努力）

第六条 次に掲げる建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（第八条において「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているもの（以下「特定建築物」という。）の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が前条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

（指導及び助言並びに指示等）

第七条 所管行政庁は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

二 所管行政庁は、次に掲げる特定建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものについて必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定建築物
- 三 前条第二号に掲げる建築物である特定建築物
- 三 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 四 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築物の所有者に対し、特定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物、特定建築物の敷地若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、特定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 五 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 六 第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

（計画の認定）

第八条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

- 二 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 建築物の位置
- 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途

- 三 建築物の耐震改修の事業の内容
- 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
- 五 その他国土交通省令で定める事項

三 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。

一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。

二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項 の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築（柱の径若しくは壁の厚さを増加させ、又は柱若しくは壁のない部分に柱若しくは壁を設けることにより建築物の延べ面積を増加させるものに限る。）、改築（形状の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）を伴わないものに限る。）、大規模の修繕（同法第二条第十四号 に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同法第十五号 に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあっては、それぞれの工事の計画）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものであること。

四 第一項の申請に係る建築物が耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項 の規定の適用を受けている耐火建築物（同法第二条第九号の二 に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第一項 、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第一項 、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

（１） 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

（２） 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

四 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項 の規定による確認又は同法第十八条第二項 の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。

五 建築基準法第九十三条 の規定は所管行政庁が同法第六条第一項 の規定による確認又は同法第十八条第二項 の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二 の規定は所管行政庁が同法第六条第一項 の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。

六 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第三条第三項第三号 及び第四号 の規定にかかわらず、同条第二項 の規定を適用する。

一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項 の規定の適用を受けている建築物等であって、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの

二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等

七 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第一項 、第六十一条又は第六十二条第一項の規定は、適用しない。

八 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項 の規定による確認又は同法第十八条第二項 の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項 又は第十八条第三項 の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

（計画の変更）

第九条 計画の認定を受けた者（第十三条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

二 前条の規定は、前項の場合について準用する。

（報告の徴収）

第十条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に係る建築物（以下「認定建築物」という。）の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

（改善命令）

第十一条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、

当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（計画の認定の取消し）

第十二条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第五章 建築物の耐震改修に係る特例

（特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例）

第十三条 第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第五条第一項 に規定する認定事業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第三条第四号 に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法 の規定にかかわらず、都道府県知事（地方自治法 （昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項 に規定する指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項 に規定する中核市の区域内にあっては、当該指定都市又は中核市の長。第三項において同じ。）の承認を受けて、その全部又は一部を特定入居者に賃貸することができる。

2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合においては、当該賃貸借を、借地借家法 （平成三年法律第九十号）第三十八条第一項 の規定による建物の賃貸借（国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。）としなければならない。

3 特定優良賃貸住宅法第五条第一項 に規定する認定事業者が第一項 の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第十一条第一項 の規定の適用については、同項 中「処分」とあるのは、「処分又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第十三条第二項の規定」とする。

（機構の業務の特例）

第十四条 第五条第三項第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に機構による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、機構は、独立行政法人都市再生機構法 （平成十五年法律第百号）第十一条 に規定する業務のほか、委託に基づき、政令で定める建築物（同条第三項第二号 の住宅又は同項第四号 の施設であるものに限る。）の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

（公社の業務の特例）

第十五条 第五条第三項第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、公社は、地方住宅供給公社法第二十一条 に規定する業務のほか、委託により、住宅の耐震診断及び耐震改修並びに市街地において自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

2 前項の規定により公社の業務が行われる場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号 中「第二十一条 に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第十五条第一項に規定する業務」とする。

（独立行政法人住宅金融支援機構の資金の貸付けについての配慮）

第十六条 独立行政法人住宅金融支援機構は、法令及びその事業計画の範囲内において、認定建築物である住宅の耐震改修が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

第六章 耐震改修支援センター

（耐震改修支援センター）

第十七条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他営利を目的としない法人であって、第十九条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

（指定の公示等）

第十八条 国土交通大臣は、前条の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしたときは、センターの名称及び住所並びに支援業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

2 センターは、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

（業務）

第十九条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 認定事業者が行う認定建築物である特定建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けを行った国土交通省令で定める金融機関の要請に基づき、当該貸付けに係る債務の保証をすること。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（業務の委託）

第二十条 センターは、国土交通大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

（債務保証業務規程）

第二十一条 センターは、債務保証業務に関する規程（以下「債務保証業務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 債務保証業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

3 国土交通大臣は、第一項の認可をした債務保証業務規程が債務保証業務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、その債務保証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（事業計画等）

第二十二条 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。

（区分経理）

第二十三条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

一 債務保証業務及びこれに附帯する業務

二 第十九条第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

（帳簿の備付け等）

第二十四条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

（監督命令）

第二十五条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告、検査等）

第二十六条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（指定の取消し等）

第二十七条 国土交通大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 第十八条第二項又は第二十二条から第二十四条までの規定のいずれかに違反したとき。

二 第二十一条第一項の認可を受けた債務保証業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。

三 第二十一条第三項又は第二十五条の規定による命令に違反したとき。

四 第二十七条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

五 センター又はその役員が、支援業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により指定を受けたとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第七章 罰則

第二十八条 第七条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条又は第二十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十四条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

三 第二十四条第二項の規定に違反した者

四 第二十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第二十六条第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附 則 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限）

2 第十四条の規定により機構が委託に基づき行う業務は、当該委託に係る契約が平成二十七年十二月三十一日までに締結される場合に限り行うことができる。

附 則 （平成八年三月三十一日法律第二一号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 （平成九年三月三十一日法律第二六号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 （平成一一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成一七年七月六日法律第八二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成一七年一月七日法律第一二〇号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（処分、手続等に関する経過措置）

第二条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律（次項において「旧法」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「新法」という。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

2 新法第八条及び第九条の規定は、この法律の施行後に新法第八条第一項又は第九条第一項の規定により申請があった認定の手続について適用し、この法律の施行前に旧法第五条第一項又は第六条第一項の規定により申請があった認定の手続については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成一八年六月二日法律第五〇号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

（調整規定）

2 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第号）の施行の日が施行日後となる場合には、施行日から同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。次項において「組織的犯罪処罰法」という。）別表第六十二号の規定の適用については、同号中「中間法人法（平成十三年法律第四十九号）第百五十七条（理事等の特別背任）の罪」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第百三十四条（理事等の特別背任）の罪」とする。

3 前項に規定するもののほか、同項の場合において、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における組織的犯罪処罰法の規定の適用については、第四百五十七条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における旧中間法人法第百五十七条（理事等の特別背任）の罪は、組織的犯罪処罰法別表第六十二号に掲げる罪とみなす。

6-2 「建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令」

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令

(平成七年十二月二十二日政令第四百二十九号)

最終改正：平成一九年八月三日政令第二三五号

内閣は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二条、第四条第一項 から第三項 まで及び第十条の規定に基づき、この政令を制定する。

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項 ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項 の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号 に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に關して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項 ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項 の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項 の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号 に規定する延べ面積をいう。）が一万平方米を超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に關して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項 及び第三項 において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法 以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（多数の者が利用する特定建築物の要件）

第二条 法第六条第一号 の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 工場
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第六条第一号 の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 幼稚園又は保育所 階数が二で、かつ、床面積の合計が五百平方メートルのもの
- 二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数が二で、かつ、床面積の合計が千平方メートルのもの
- 三 学校（幼稚園及び小学校等を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数が三で、かつ、床面積の合計が千平方メートルのもの
- 四 体育館 床面積の合計が千平方メートルのもの

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の要件）

第三条 法第六条第二号 の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第七項 に規定する危険物（石油類を除く。）
- 二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
- 三 マッチ
- 四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）

- 五 圧縮ガス
- 六 液化ガス
- 七 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第二条第一項 に規定する毒物又は同条第二項 に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）
- 2 法第六条第二号 の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。
 - 一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
 - イ 火薬 十トン
 - ロ 爆薬 五トン
 - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個
 - ニ 銃用雷管 五百万個
 - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個
 - ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル
 - ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 ニトン
 - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
- 二 消防法第二条第七項 に規定する危険物 危険物の規制に関する政令 別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
- 三 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン
- 四 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
- 五 マッチ 三百マッチトン
- 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル
- 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
- 八 液化ガス 二千トン
- 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項 に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン
- 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項 に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

（多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の要件）

第四条 法第六条第三号 の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を加えたものを超える建築物とする。

- 一 十二メートル以下の場合 六メートル
- 二 十二メートルを超える場合 前面道路の幅員の二分之一に相当する距離

（所管行政庁による指示の対象となる特定建築物の要件）

第五条 法第七条第二項 の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 九 博物館、美術館又は図書館
- 十 遊技場
- 十一 公衆浴場
- 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十五 自動車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
- 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 十七 幼稚園又は小学校等
- 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 十九 法第七条第二項第三号 に掲げる特定建築物

2 法第七条第二項 の政令で定める規模は、次に掲げる特定建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる特定建築物（保育所を除く。） 床面積の合計が二千平方メートルのもの
- 二 幼稚園又は保育所 床面積の合計が七百五十平方メートルのもの
- 三 小学校等 床面積の合計が千五百平方メートルのもの

四 前項第十九号に掲げる特定建築物 床面積の合計が五百平方メートルのもの

(報告及び立入検査)

第六条 所管行政庁は、法第七条第四項の規定により、前条第一項の特定建築物で同条第二項に規定する規模以上のものの所有者に対し、当該特定建築物につき、当該特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第七条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定建築物で同条第二項に規定する規模以上のものの、当該特定建築物の敷地又は当該特定建築物の工事現場に立ち入り、当該特定建築物並びに当該特定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物)

第七条 法第十四条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第三項第二号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号の施設である建築物とする。

附 則 抄

(施行期日)

1 この政令は、法の施行の日（平成七年十二月二十五日）から施行する。

附 則 （平成八年三月一日政令第八七号） 抄

この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 （平成九年八月二九日政令第二七四号）

この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成九年九月一日）から施行する。

附 則 （平成一一年一月一三日政令第五号）

この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十一年五月一日）から施行する。

附 則 （平成一一年一〇月一日政令第三一二号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、地方自治法等の一部を改正する法律（平成十年法律第五十四号。以下「法」という。）の施行の日（平成十二年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

(許認可等に関する経過措置)

第十三条 施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により都知事その他の都の機関が行った許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又は施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりこれらの機関に対してされた許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、施行日において特別区の区長その他の機関がこれらの行為に係る行政事務を行うこととなるものは、別段の定めがあるもののほか、施行日以後における法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令の適用については、法による改正後のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 施行日前に法による改正前のそれぞれの法律又はこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により都知事その他の機関に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、別段の定めがあるもののほか、これを、法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後の政令の相当規定により特別区の区長その他の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令の規定を適用する。

(職員の引継ぎ)

第十四条 施行日の前日において現に都又は都知事若しくは都の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務で施行日以後法律又はこれに基づく政令により特別区又は特別区の区長若しくは特別区の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行することとなるもの（次項において「特定事務」という。）に専ら従事していると認められる都の職員（以下この条において「特定都職員」という。）は、施行日において、都において正式任用されていた者にあつては引き続き当該特別区の相当の職員に正式任用され、都において条件付採用期間中であつた者にあつては引き続き条件付きで当該特別区の相当の職員となるものとする。

2 施行日前に、地方自治法第二百五十二条の十七第一項の規定に基づき特別区の区長又は委員会若しくは委員が特定事務の処理又は管理及び執行のため派遣を求め、その求めに応じて六年以内の期間を定めて施行日から派遣することとされた特定都職員は、前項の規定にかかわらず、その派遣の期間が満了する日の翌日において、都において正式任用されていた者にあつては引き続き当該特別区の相当の職員に正式任用され、都において条件付採用期間中であつた者にあつては引き続き条件付きで当該特別区の相当の職員となるものとする。

3 前二項の規定により引き続き条件付きで特別区の相当の職員となる者の当該特別区における条件付採用期間には、その者の都における条件付採用期間を通算するものとする。

4 特定都職員でその引継ぎについて第一項又は第二項の規定により難いものをいずれの特別区が引き継ぐかについては、都知事と各特別区の区長とが協議して定めるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第十五条 この政令の施行前にした行為及びこの政令の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成一一年一月一〇日政令第三五二号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成一六年六月二三日政令第二一〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十七号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十六年七月一日）から施行する。

附 則 （平成一八年一月二五日政令第八号）

この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年一月二十六日）から施行する。

附 則 （平成一八年九月二六日政令第三二〇号）

この政令は、障害者自立支援法の一部の施行の日（平成十八年十月一日）から施行する。

附 則 （平成一九年三月二二日政令第五五号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成一九年八月三日政令第二三五号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第四十一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

国土交通省告示第百八十四号

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第四条第一項の規定に基づき、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針を次のように策定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成十八年一月二十五日

国土交通大臣 北側 一雄

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。

このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という）が制定された。

しかし近年、平成十六年十月の新潟県中越地震、平成十七年三月の福岡県西方沖地震など大地震が頻発しており、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都圏直下地震については、発生 of 切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されている。

建築物の耐震改修については、中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成十七年九月）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題とされるとともに東海東南海・南海地震に関する地震防災戦略（同年三月）において、十年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという目標の達成のための最も重要な課題とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、すべての特定建築物の所有者に対して、法第七条第一項の規定に基づく指導・助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な指示を行いその指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホーム

ページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、特定建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「別添の指針」という。）第一第一号及び第二号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。）については速やかに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

また、法第八条第三項の計画の認定についても、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、国は、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

さらに、建築物の倒壊による道路の閉塞対策として、都道府県は、法第五条第三項第一号の規定に基づき都道府県耐震改修促進計画において必要な道路を適切に定めるべきである。

4 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第十七条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

5 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なりフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、全国の市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであり、国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

6 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

7 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に

対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

8 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井等の落下防止対策についての改善指導や、地震時のエレベータ内の閉じ込め防止対策の実施に努めるべきであり、国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成十五年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約四千七百万戸のうち、約千百五十万戸（約二十五％）が耐震性が不十分と推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成十年の約千四百万戸から五年間で約二百五十万戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは五年間で約三十二万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第六条第一号に掲げる学校、病院、劇場、百貨店、事務所、老人ホーム等であって、階数が三以上、かつ、延べ面積が千平方メートル以上の建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）については、約三十六万棟のうち約九万棟（約二十五％）が耐震性が不十分と推計されている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（中央防災会議決定）において、十年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させることが目標とされたことを踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、現状の約七十五％を、平成二十七年までに少なくとも九割にすることを目標とする。耐震化率を九割とするためには、今後、少なくとも住宅の耐震化は約六百五十万戸（うち耐震改修は約百万戸）、多数の者が利用する建築物の耐震化は約五万棟（うち耐震改修は約三万棟）とすることが必要であり、建替え促進を図るとともに、現在の耐震改修のペースを二倍ないし三倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、今後五年間で、十年後の耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、住宅については約百万戸、多数の者が利用する建築物については約三万棟の耐震診断の実施が必要であり、さらに、平成二十七年までに、少なくとも住宅については百五十万戸ないし二百万戸、多数の者が利用する建築物については約五万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、今後、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、別添の指針に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第五条第一項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）を、法施行後できるだけ速やかに策定すべきである。

都道府県耐震改修促進計画の策定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行うことが考えられる。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二二の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。

特に、学校、病院、庁舎等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。また、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第五条第三項第一号の規定に基づき定めるべき道路は、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所に通ずる道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、平成二十七年度までに沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

また、同項第二号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第十三条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

さらに、同項第三号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内のすべての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会等との連携策についても定めることが考えられる。

5 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、法第七条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第

十条第一項の規定による勧告、同条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

6 市町村耐震改修促進計画の策定

平成十七年三月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第五条第七項において、基礎自治体である市町村においても耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限りすべての市町村において耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。

市町村の耐震改修促進計画の内容については、この告示や都道府県耐震改修促進計画の内容を勘案しつつ、地域の状況を踏まえ、詳細な地震防災マップの作成及び公表、優先的に耐震化に着手すべき建築物や重点的に耐震化すべき区域の設定、地域住民等との連携による啓発活動等について、より地域固有の状況に配慮して作成することが望ましい。

附 則

- 1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百二十号）の施行の日（平成十八年一月二十六日）から施行する。
- 2 平成七年建設省告示第二千八十九号は、廃止する。
- 3 この告示の施行前に平成七年建設省告示第二千八十九号第一ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添第一ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。

幌加内町耐震改修促進計画
平成 22 年(2010 年)3 月

〒074-0492

雨竜郡幌加内町字幌加内 4699 番地

幌加内町 建設課 建築係

TEL : 0165-35-2123

FAX : 0165-35-2127